

健康局 参考資料

- 1 平成 26 年度働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業
通知 参一 1
実施要綱 参一 2
交付要綱 参一 6

- 2 平成 27 年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業
実施要綱（案） 参一 7
交付要綱（案） 参一 12
実施要綱（案）に定める単価について 参一 13

- 3 平成 27 年度がん検診推進事業（大腸がん検診）
実施要綱（案） 参一 14
交付要綱（案） 参一 17
実施要綱（案）に定める単価について 参一 18

- 4 生活基盤施設耐震化等交付金
交付要綱（案） 参一 19
実施要領（案） 参一 27

※ いずれも現時点版であり、今後、変更になる可能性があります。

健発0204第1号

平成27年2月4日

各
〔 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 〕 殿

厚生労働省健康局長

(公 印 省 略)

平成26年度働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策
緊急支援事業の実施について

がんは、わが国において昭和56年から死亡原因の第1位であり、がんによる死亡者数は年間36万人を超える状況である。しかし、診断と治療の進歩により、早期発見、早期治療が可能となってきたことから、がんによる死亡者数を減少させるためには、がん検診の受診率を向上させ、がんを早期に発見することが極めて重要であることに鑑み、特に働く世代の女性に対して、がん対策を充実させ、がんを早期に発見することが重要であることから、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策（平成26年12月27日閣議決定）に基づく女性の活躍促進の一環として本事業が措置されたところである。

本事業の実施については、別紙のとおり「平成26年度働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業実施要綱」を定め、本日より適用することとしたので通知する。

貴職におかれては、本事業を活用し、積極的な取組が図られるよう、貴管内市区町村に対する周知をお願いする。

なお、本事業については、平成25年度補正予算の事業とは、対象者や補助対象経費等が異なっているので、留意されたい。

別紙

平成26年度 働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業 (平成25年度がん検診推進事業の対象者のうち、過去の未受診者を対象とする事業) 実施要綱

1 目的

この事業は、働く世代の女性支援のためのがん検診をより一層推進するため、市町村及び特別区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）（以下「市区町村」という。）が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、一定の年齢の者にクーポン券を送付して、受診を勧奨するとともに、そのうちの未受診者に受診を再勧奨することで、検診受診の動機付けの向上によるがん検診の受診を促進し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、市区町村とする。なお、市区町村は、事業の目的の達成のために必要があるときは、事業の全部又は一部を、事業を適切に実施できると認められる者に委託することができる。

3 実施体制の整備

実施に当たっては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）に定めるがん検診と同様に行うものとする。

4 対象者の考え方

対象者は、下表に定める年齢に該当する者であり（平成25年度がん検診推進事業の対象となった者）、過去5年度に一度も市区町村の実施する子宮頸がん、または、乳がん検診を受診していない者とする。

対象	生年月日
子宮頸がん	平成 4 (1992) 年4月2日～平成 5 (1993) 年4月1日
	昭和6 2 (1987) 年4月2日～昭和6 3 (1988) 年4月1日
	昭和5 7 (1982) 年4月2日～昭和5 8 (1983) 年4月1日
	昭和5 2 (1977) 年4月2日～昭和5 3 (1978) 年4月1日
乳がん	昭和4 7 (1972) 年4月2日～昭和4 8 (1973) 年4月1日
	昭和4 2 (1967) 年4月2日～昭和4 3 (1968) 年4月1日
	昭和3 7 (1962) 年4月2日～昭和3 8 (1963) 年4月1日
	昭和3 2 (1957) 年4月2日～昭和3 3 (1958) 年4月1日

5 事業の内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象者に対するクーポン券の送付
- (2) 5 (1) のクーポン券を送付した者のうち、年度途中で未受診の者に対するハガキや電話等による受診再勧奨の実施
- (3) 対象者のがん検診台帳の整備
- (4) クーポン券の利用による、がん検診の自己負担分の現物給付措置の実施

6 経費の負担

経費の負担は、次に掲げるものとする。

- (1) この実施要綱に基づき実施する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」（以下「交付要綱」とする）に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。なお、交付要綱に定める厚生労働大臣が必要と認める単価については、別途通知する。
- (2) 本事業における事務費の対象経費は、5 (1) から (3) の事業を実施する費用とする。
- (3) 本事業における検診費の対象経費は、5 (4) における自己負担額相当部分の費用とする。ただし、受診者に自己負担額を請求する場合には、6 (1) に示す単価との差額を対象経費とする。

7 報告

市区町村は、厚生労働省の求めに応じて、事業の実施状況等を厚生労働大臣宛て報告するものとする。

8 その他の留意事項

(1) 職域の者等の取扱いについて

医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団など（以下、「保険者」という。）被保険者本人及び扶養親族で、保険者によるがん検診など職域のがん検診（人間ドック等によるがん検診を受ける際の費用助成を含む。）を受けられる者は、本事業によるがん検診ではなく、保険者等による検診の受診を優先してほしい旨をクーポン券に記載し、配布する際に周知すること。

(2) 再勧奨について

受診再勧奨を行っても、がん検診を受診しない者については、今後のがん検診受診率向上施策に資するため、未受診の理由（平日の受診が困難など）を把握するよう努めること。

また、事業の実施に当たっては、相談員を配置するなど、対象者等からの問い合わせに対応できる体制を整備すること。

(3) 受診案内、クーポン券について

受診案内、クーポン券は厚生労働省が示す見本を踏襲しつつ、受診案内については、地域の状況や対象者の特性に応じたソーシャルマーケティングの手法を踏まえる等、受診行動につながる効果的な内容とすること。

また、クーポン券については、検診対象者及び検診実施機関において、当該市区町村が発行した真正のクーポン券であることを容易に確認できるよう、必ず公印を付すとともに、これまでに配布したものと混同しないよう、クーポン券の色を変えるなどの配慮をすること。

(4) 本人確認について

検診実施機関に対しては、クーポン券に記載された氏名及び住所について、必ず保険証などで本人確認を行うよう周知を図ること。また、保険区分についても、必ず確認し、台帳に記載しておくこと。

(5) 検診受診の利便性向上について

市区町村は、休日・早朝・夜間における検診の実施、特定健康診査等他の検診（健診）との同時実施、マンモグラフィ車の活用等、対象者への利便性に十分配慮するよう努めること。

また、本事業に併せて、対象者が胃がん、肺がん、大腸がん検診を受診しやすい環境づくりに配慮するよう努めること。

(6) 検診に関する情報提供について

市区町村は、検診実施時間及び検診場所に関する情報を容易に入手できる方策や、予約の簡便化、直接受診に結びつく取組等、対象者に対する情報提供体制に配慮するよう努めること。

(7) 他の市区町村での受診に対する配慮について

市区町村は、当該市区町村に居住する対象者が、別の市区町村で検診を受けることについて、地域の実情に応じて近隣の市区町村及び県域を越えた市区町村との連絡を密にするなど、一定の配慮を行うこと。

(8) 要精密検査とされた者に対する周知について

検診結果が「要精密検査」とされた者については、必ず精密検査を受診するよう、周知するものとする。

その際には、精密検査を受診しないことにより、がんによる死亡の危険性が高まるなどの科学的知見に基づき、十分な説明が行えるよう、医師による対面での説明が望ましいこと。

なお、医師による対面での実施が困難等であり、通知による場合であっても、市区町村において、精密検査の受診勧奨に努めること。

(9) 精密検査の結果について

検診実施機関で精密検査を行った場合、その結果を市区町村に報告するよう求めること。

なお、検診実施機関とは異なる施設で精密検査を実施する場合は、検診実施機関において、精密検査実施施設と連絡をとり、精密検査の結果の把握に努めるとともに、その結果を市区町村に報告するよう求めること。

「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」案（抜粋）

（交付の対象）

3（8）ア 疾病予防対策事業費等補助金

（コ）働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業

平成27年2月4日健発0204第1号厚生労働省健康局長通知の別紙「平成26年度働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業実施要綱」により市区町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）が行う事業

項	1区分	2種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
健康増進対策費	働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業	働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>（1）検診費 厚生労働大臣が必要と認める単価×検診件数とする。 ただし、市区町村において、受診者に自己負担額を請求する場合には、（単価－自己負担額）×検診件数とする。</p> <p>（2）事務費 厚生労働大臣が必要と認める単価×対象者数とする。</p>	<p>働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業の実施に必要な次の経費</p> <p>1 検診費 子宮頸がん及び乳がん検診における自己負担相当部分</p> <p>2 事務費 賃金、需要費（備品購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料）、会議費、委託料、使用料及び賃借料</p>	1/2

平成27年度 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業 実施要綱（案）

<子宮頸がん・乳がん検診>

1 目的

この事業は、市町村及び特別区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）（以下「市区町村」という。）が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、一定の年齢の者にクーポン券を送付して受診を勧奨するとともに、そのうちの未受診者に再勧奨を実施することで、検診受診の動機付けによるがん検診の受診を促進し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、市区町村とする。なお、市区町村は、事業の目的の達成のために必要があるときは、事業の全部又は一部を、事業を適切に実施できると認められる者に委託することができる。

3 実施体制の整備

実施に当たっては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）に定めるがん検診と同様に行うものとする。

4 対象者の考え方

対象者は、下表に定める年齢に該当する者とする。

対象	生年月日
子宮頸がん	平成 6（1994）年4月2日～平成 7（1995）年4月1日
	平成 1（1989）年4月2日～平成 2（1990）年4月1日
	昭和59（1984）年4月2日～昭和60（1985）年4月1日
	昭和54（1979）年4月2日～昭和55（1980）年4月1日
	昭和49（1974）年4月2日～昭和50（1975）年4月1日
乳がん	昭和49（1974）年4月2日～昭和50（1975）年4月1日
	昭和44（1969）年4月2日～昭和45（1970）年4月1日
	昭和39（1964）年4月2日～昭和40（1965）年4月1日
	昭和34（1959）年4月2日～昭和35（1960）年4月1日
	昭和29（1954）年4月2日～昭和30（1955）年4月1日

5 事業の内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象者に対するクーポン券の送付
- (2) 対象者のうち、初めて本事業の対象となった者（子宮頸がん20歳、乳がん40歳）に対する検診手帳の送付

- (3) 5 (1) のクーポン券を送付した者のうち、年度途中で未受診の者に対するハガキや電話等による受診再勧奨の実施
- (4) 対象者のがん検診台帳の整備
- (5) 対象者に対して行う、クーポン券の利用による、がん検診の自己負担分の現物給付措置の実施

6 経費の負担

経費の負担は、次に掲げるものとする。

- (1) この実施要綱に基づき実施する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」（以下「交付要綱」とする）に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。なお、交付要綱に定める厚生労働大臣が必要と認める単価については、別途通知する。
- (2) 本事業における事務費の対象経費は、5 (1) から (4) の事業を実施する費用とする。
- (3) 本事業における検診費の対象経費は、5 (5) における自己負担額相当部分の費用のうち、過去5年度に一度も市区町村の実施する子宮頸がん、乳がん検診を受診していない者によるクーポン券の利用に限るものとする。ただし、受診者に自己負担額を請求する場合には、6 (1) に示す単価との差額を対象経費とする。

7 報告

市区町村は、厚生労働省の求めに応じて、事業の実施状況等を厚生労働大臣宛て報告するものとする。

8 その他の留意事項

(1) 職域の者等の取扱いについて

医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団など（以下、「保険者」という。）被保険者本人及び扶養親族で、保険者によるがん検診など職域のがん検診（人間ドック等によるがん検診を受ける際の費用助成を含む。）を受けられる者は、本事業によるがん検診ではなく、保険者等による検診の受診を優先してほしい旨をクーポン券に記載し、配布する際に周知すること。

(2) 再勧奨について

受診再勧奨を行っても、がん検診を受診しない者については、今後のがん検診受診率向上施策に資するため、未受診の理由（平日の受診が困難など）を把握するよう努め、台帳に記載しておくこと。

また、事業の実施に当たっては、相談員を配置するなど、対象者等からの問い合わせに対応できる体制を整備すること。

(3) 受診案内、クーポン券、検診手帳について

受診案内、クーポン券、検診手帳は厚生労働省が示す見本を踏襲しつつ、受診案内については、地域の状況や対象者の特性に応じたソーシャルマーケティングの手法を踏まえる等、受診行動につながる効果的な内容とすること。

また、クーポン券については、検診対象者及び検診実施機関において、当該市区町村が発行した真正のクーポン券であることを容易に確認できるよう、必ず公印を付すとともに、これまでに配布したものと混同しないよう、クーポン券の色を変えるなどの配慮をすること。

(4) 本人確認について

検診実施機関に対しては、クーポン券に記載された氏名及び住所について、必ず保険証などで本人確認を行うよう周知を図ること。また、保険区分についても、必ず確認し、台帳に記載しておくこと。

(5) 検診受診の利便性向上について

市区町村は、休日・早朝・夜間における検診の実施、特定健康診査等他の検診（健診）との同時実施、マンモグラフィ車の活用等、対象者への利便性に十分配慮するよう努めること。

また、本事業に併せて、対象者が胃がん、肺がん、大腸がん検診を受診しやすい環境づくりに配慮するよう努めること。

(6) 検診に関する情報提供について

市区町村は、検診実施時間及び検診場所に関する情報を容易に入手できる方策や、予約の簡便化、直接受診に結びつく取組等、対象者に対する情報提供体制に配慮するよう努めること。

(7) 他の市区町村での受診に対する配慮について

市区町村は、当該市区町村に居住する対象者が、別の市区町村で検診を受けることについて、地域の実情に応じて近隣の市区町村及び県域を越えた市区町村との連絡を密にするなど、一定の配慮を行うこと。

(8) 精密検査の結果について

検診実施機関で精密検査を行った場合、その結果を市区町村に報告するよう求めること。

なお、検診実施機関とは異なる施設で精密検査を実施する場合は、検診実施機関において、精密検査実施施設と連絡をとり、精密検査の結果の把握に努めるとともに、その結果を市区町村に報告するよう求めること。

<精密検査と判断されたが、未受診の者に対する再勧奨等>

1 目的

この事業は、市町村及び特別区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）（以下「市区町村」という。）が実施する胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がんの要精密検査と判断された者に対して着実に精密検査を受診させることにより、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、市区町村とする。なお、市区町村は、事業の目的の達成のために必要があるときは、事業の全部又は一部を、事業を適切に実施できると認められる者に委託することができる。

3 実施体制の整備

実施に当たっては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）に定めるがん検診と同様に行うものとする。

4 対象者の考え方

対象者は、市区町村実施による5種類（胃／子宮頸／肺／乳／大腸）のがん検診の受診結果で、要精密検査となったが、その後、医療機関に受診したことが把握できていない者とする。

5 事業の内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象者に対する郵送、電話等による精密検査受診の有無の把握及び未受診者への受診再勧奨の実施

※この事業は、原則、がん検診を実施した年度中に行う精密検査への再勧奨等とするが、前年度に実施したがん検診に対し、翌年度に行う精密検査への再勧奨等についても対象とする。

- (2) 対象者のがん検診台帳の整備

6 経費の負担

経費の負担は、次に掲げるものとする。

- (1) この実施要綱に基づき実施する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」（以下「交付要綱」とする）に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。なお、交付要綱に定める厚生労働大臣が必要と認める単価については、別途通知する。

(2) 本事業における対象経費は、5の事業を実施する費用とする。ただし、精密検査機関と市区町村間における対象者の受診状況連絡等については、除くものとする。

7 報告

市区町村は、厚生労働省の求めに応じて、事業の実施状況等を厚生労働大臣宛て報告するものとする。

8 精密検査の結果

指定医療機関で精密検査を行った場合は、その結果を市区町村に報告するよう求めること。

「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」案（抜粋）

（交付の対象）

3（7）ア 疾病予防対策事業費等補助金

（ ） 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

平成 年 月 日 健発 第 号 厚生労働省健康局長通知の別紙「平成27年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」により市区町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）が行う事業

項	1区分	2種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
健康増進対策費	新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>（1）検診費 厚生労働大臣が必要と認める単価×検診件数とする。 ただし、市区町村において、受診者に自己負担額を請求する場合には、 （単価－自己負担額）×検診件数とする。</p> <p>（2）事務費 厚生労働大臣が必要と認める単価×対象者数とする。</p>	<p>新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の実施に必要な次の経費</p> <p>1 検診費 子宮頸がん及び乳がん検診における自己負担相当部分</p> <p>2 事務費 賃金、需要費（備品購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料）、会議費、委託料、使用料及び賃借料</p>	1/2

(案)

平成27年度新たなステージに入ったがん検診総合支援事業
実施要綱(案)に定める単価について

1 検診費【自己負担額相当部分】

子宮頸がん検診 570円

乳がん検診 560円

2 事務費

(1) 受診勧奨(クーポン配布含む)

子宮頸がん検診 204円

乳がん検診 204円

(2) 要精検未受診者への再勧奨

子宮頸がん検診 260円

乳がん検診 260円

平成27年度 がん検診推進事業（大腸がん検診）実施要綱（案）

1 目的

この事業は、市町村及び特別区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）（以下「市区町村」という。）が実施する大腸がん検診において、一定の年齢の者に個別の受診勧奨をするとともに、そのうちの未受診者に再勧奨を実施し、検診受診の動機付けによるがん検診の受診を促進し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、市区町村とする。なお、市区町村は、事業の目的の達成のために必要があるときは、事業の全部又は一部を、事業を適切に実施できると認められる者に委託することができる。

3 実施体制の整備

実施に当たっては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）に定めるがん検診と同様に行うものとする。

4 対象者の考え方

対象者は、下表に定める年齢に該当する者とする。

対象	生年月日
大腸がん	昭和49（1974）年4月2日～昭和50（1975）年4月1日
	昭和44（1969）年4月2日～昭和45（1970）年4月1日
	昭和39（1964）年4月2日～昭和40（1965）年4月1日
	昭和34（1959）年4月2日～昭和35（1960）年4月1日
	昭和29（1954）年4月2日～昭和30（1955）年4月1日

5 事業の内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象者に対する個別の受診勧奨通知の送付
- (2) 対象者のうち、初めて本事業の対象となった者（男女40歳）に対する検診手帳の送付
- (3) 5（1）の受診勧奨通知を送付した者のうち、年度途中で未受診の者に対するハガキや電話等による受診再勧奨の実施
- (4) 対象者のがん検診台帳の整備
- (5) がん検診の自己負担分の現物給付措置の実施

6 経費の負担

経費の負担は、次に掲げるものとする。

- (1) この実施要綱に基づき実施する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」（以下「交付要綱」とする）に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。なお、交付要綱に定める厚生労働大臣が必要と認める単価については、別途通知する。
- (2) 本事業における事務費の対象経費は、5（1）から（4）の事業を実施する費用とする。
- (3) 本事業における検診費の対象経費は、5（5）における自己負担額相当部分の費用とする。
ただし、受診者に自己負担額を請求する場合には、6（1）に示す単価との差額を対象経費とする。

7 報告

市区町村は、厚生労働省の求めに応じて、事業の実施状況等を厚生労働大臣宛て報告するものとする。

8 その他の留意事項

(1) 職域の者等の取扱いについて

医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団など（以下、「保険者」という。）被保険者本人及び扶養親族で、保険者によるがん検診など職域のがん検診（人間ドック等によるがん検診を受ける際の費用助成を含む。）を受けられる者は、本事業によるがん検診ではなく、保険者等による検診の受診を優先してほしい旨を受診勧奨通知に記載し、配布する際に周知すること。

(2) 再勧奨について

受診再勧奨を行っても、がん検診を受診しない者については、今後のがん検診受診率向上施策に資するため、未受診の理由（自己負担が減免されているのに利用しない理由など）を把握するよう努めること。

また、事業の実施に当たっては、相談員を配置するなど、対象者等からの問い合わせに対応できる体制を整備すること。

(3) 受診案内、検診手帳について

受診案内、検診手帳は厚生労働省が示す見本を踏襲しつつ、受診案内については、地域の状況や対象者の特性に応じたソーシャルマーケティングの手法を踏まえる等、受診行動につながる効果的な内容とすること。

なお、個別の受診勧奨の一環で、クーポン券を送付する場合には、検診対象者及び検体受付機関等において、当該市区町村が発行した真正のクーポン券であることを容易に確認できるよう、必ず公印を付すとともに、これまでに配布したものと混同しないよう、クーポン券の色を変えるなどの配慮をすること。

(4) 本人確認について

検体受付機関に対しては、クーポン券に記載された氏名及び住所について、必ず保険証などで本人確認を行うよう周知を図ること。また、保険区分についても、必ず確認し、台帳に記載しておくこと。

(5) 検診受診の利便性向上について

市区町村は、特定健康診査等他の検診（健診）との同時実施等、対象者への利便性に十分配慮するよう努めること。

また、本事業に併せて、対象者が胃がん、肺がん、子宮頸がん、乳がんを受診しやすい環境づくりに配慮するよう努めること。

(6) 検診に関する情報提供について

市区町村は、検診実施時間及び検診場所に関する情報を容易に入手できる方策や、直接受診に結びつく取組等、対象者に対する情報提供体制に配慮するよう努めること。

(7) 他の市区町村での受診に対する配慮について

市区町村は、当該市区町村に居住する対象者が、別の市区町村で検診を受けることについて、地域の実情に応じて近隣の市区町村及び県域を越えた市区町村との連絡を密にするなど、一定の配慮を行うこと。

(8) 要精密検査とされた者に対する周知について

検診結果が「要精密検査」とされた者については、必ず精密検査を受診するよう、周知するものとする。

その際には、精密検査を受診しないことにより、がんによる死亡の危険性が高まるなどの科学的知見に基づく適切な説明を行うこと。

(9) 精密検査の結果について

指定医療機関で精密検査を行った場合は、その結果を市区町村に報告するよう求めること。

「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」案 （抜粋）

（交付の対象）

3（7）ア 疾病予防対策事業費等補助金

（ ）がん検診推進事業

平成 年 月 日健発 第 号厚生労働省健康局長通知の別紙「平成27年度がん検診推進事業実施要綱」により市区町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）が行う事業

項	1区分	2種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率
健康増進対策費	がん検診推進事業	がん検診推進事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>（1）検診費 厚生労働大臣が必要と認める単価×検診件数とする。 ただし、市区町村において、受診者に自己負担額を請求する場合には、（単価－自己負担額）×検診件数とする。</p> <p>（2）事務費 厚生労働大臣が必要と認める単価×対象者数とする。</p>	<p>がん検診推進事業の実施に必要な次の経費</p> <p>1 検診費 大腸がん検診における自己負担相当部分</p> <p>2 事務費 賃金、需要費（備品購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料）、会議費、委託料、使用料及び賃借料</p>	1/2

(案)

平成27年度がん検診推進事業実施要綱(案)に定める単価について

- 1 検診費【自己負担額相当部分】
 - 大腸がん検診 300円

- 2 事務費
 - (1) 受診勧奨
 - 大腸がん検診 210円

 - (2) 検査キット送料
 - 大腸がん検診 220円

生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱（案）

第1 通則

生活基盤施設耐震化等交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生労働省}令第6号）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第2 目的

この交付金は、地方公共団体等が行う水道施設及び保健衛生施設等の耐震化の取組や老朽化対策、水道事業の広域化の取組を支援することにより、国民生活の基盤を強化し、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする。

第3 定義

1 生活基盤施設耐震化等交付金

第2に定める目的を達成するため、第9に定めるところにより都道府県が取りまとめた生活基盤施設の耐震化等に関する計画（以下「生活基盤施設耐震化等事業計画」という。）に基づく事業又は事務の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。

2 交付対象事業

第6に掲げる交付の対象となる事業のうち生活基盤施設耐震化等事業計画に記載されたもの（法律又は予算制度に基づき別途国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）をいう。

3 交付対象事業者

都道府県から整備等に要する経費の一部の補助を受けて交付対象事業を実施する地方公共団体等をいう。

第4 交付対象

この交付金の交付対象は、都道府県とする。

第5 交付期間

この交付金を交付する期間は、生活基盤施設耐震化等事業計画ごとに、交付金を受けて、交付対象事業が実施される年度からおおむね5年とする。

第6 交付の対象となる事業

1 交付の対象となる事業は、生活基盤施設耐震化等事業計画に記載された次に掲

げる事業とする。

(1) 水道施設等耐震化事業

水道施設及び保健衛生施設等の耐震化に関する事業

(2) 水道事業運営基盤強化推進等事業

水道事業の広域化に関する事業

(3) 官民連携等基盤強化推進事業

水道事業における官民連携の導入に向けた調査、計画作成等に関する事業

2 前項に定める事業の細目については、別に定めるものとする。

第7 交付額の算定方法

交付対象事業に対する毎年度の交付金の交付額は、別に定める算定方法により算出した額を合計した額とする。

第8 交付金の配分

都道府県は、国から交付される交付金を交付対象事業者に補助するものとする。

第9 生活基盤施設耐震化等事業計画の提出等

1 この交付金の交付を受けようとする都道府県は、次の各号に掲げる事項を記載した別紙様式1による生活基盤施設耐震化等事業計画を作成し、これを厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、第6第1項の(2)の事業を実施する場合は、別紙様式1の別添「広域化計画」を添付するものとする。

- 一 計画の名称
- 二 計画の目標
- 三 計画の期間
- 四 計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
- 五 計画の期間における交付対象事業の全体事業費
- 六 交付対象事業等の効果の把握及び評価に関する事項
- 七 その他必要な事項

2 生活基盤施設耐震化等事業計画の作成に当たっては、次の各号に留意するものとする。

- 一 計画の目標は、計画の期間内における事業等の実施によって実現しようとする目標とすること
- 二 計画の目標の実現状況等を評価するための指標（以下「評価指標」という。）が定量的指標により適切に設定されており、これにより交付対象事業の目的が適切に表現されていること
- 三 計画の目標及び評価指標の設定内容に対して交付対象事業の構成が妥当であること
- 四 交付対象事業は、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があると認められるものであること

五 交付対象事業は、早期に事業効果の現れるものであること

- 3 厚生労働大臣は、都道府県から第1項の規定により生活基盤施設耐震化等事業計画の提出を受けた場合には、当該計画の内容を確認し、受理するものとする。
- 4 前3項の規定は、生活基盤施設耐震化等事業計画を変更する場合に準用する。

第10 申請手続

この交付金の交付の申請は、都道府県が、毎年度、生活基盤施設耐震化等事業計画に定められた交付対象事業のうち交付対象事業者が交付金を充てて実施するものについて、別紙様式2による交付申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

第11 変更申請手続

この交付金の交付決定を受けた後の事情の変更により申請の内容を変更して交付の申請を行う場合には、都道府県が別紙様式3による変更交付申請書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出して行うものとする。

第12 交付決定までの標準的期間

厚生労働大臣は、第10又は第11による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

第13 交付の条件

この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合には、別紙様式4による報告書に当該事業の中止又は廃止の理由その他必要な事項を記載した書面を添えて厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 交付対象事業がやむを得ない事由により当該年度内に完了しない場合又は交付対象事業の遂行が困難になった場合には、当該年度の2月20日までに別紙様式4による報告書を速やかに厚生労働大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
- (3) 交付対象事業の遂行状況の報告について、厚生労働大臣から要求があった場合は、速やかに状況報告書を提出するものとする。
- (4) 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付対象事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効

率的な運営を図らなければならない。

- (7) 交付対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式5による報告書を速やかに厚生労働大臣に提出しなければならない。なお、厚生労働大臣は、当該報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の返還を命ずる。
- (8) 交付金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式6による調書を作成するとともに、交付対象事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、これを交付対象事業の完了の日（交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (9) 都道府県は、交付対象事業について経理を明らかにする帳簿を作成し、当該事業の完了の日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (10) 都道府県が交付対象事業に対してこの交付金を財源として補助金を交付する場合には、(1)から(8)に掲げる条件を付さなければならない。なお、この場合において、「厚生労働大臣」とあるのは都道府県知事に、「国庫」とあるのは都道府県に読み替えるものとする。ただし、(4)中「厚生労働大臣が別に定める」については、読み替えないものとする。
- (11) (10)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (12) 厚生労働大臣は、(10)により付した条件に基づき交付対象事業者に財産の処分による収入があった場合には、その収入の全額又は一部を国庫に納付させることがある。また、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の返還を命ずる。

第14 実績報告

都道府県は、別紙様式7による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（第13の(1)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、別紙様式8による年度終了実績報告書を、交付金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

第15 交付金の返還

厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を決めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

第16 生活基盤施設耐震化等事業計画の評価

- 1 生活基盤施設耐震化等事業計画を厚生労働大臣に提出しようとする都道府県は、あらかじめ、次に掲げる事項について、自主的・主体的に検証を行うとともに、第9第1項の規定に基づいて当該生活基盤施設耐震化等事業計画を厚生労働大臣に提出するときは、当該検証の結果（以下「事前評価の結果」という。）を当該生活基盤施設耐震化等事業計画に添付するものとする。
 - (1) 目標の妥当性
 - (2) 生活基盤施設耐震化等事業計画の効果及び効率性
 - (3) 生活基盤施設耐震化等事業計画の実現可能性
- 2 都道府県は、生活基盤施設耐震化等事業計画を作成したときは、事前評価の結果と合わせ、公表するものとする。
- 3 都道府県は、交付期間の終了時には、生活基盤施設耐震化等事業計画の目標の実現状況等について評価を行い、これを公表するとともに、厚生労働大臣に報告しなければならない。また、必要に応じて、交付期間の中間年度においても評価を行い、同様に公表及び厚生労働大臣への報告を行うものとする。
- 4 前項の規定に基づき必要に応じて交付期間の中間年度に行う評価（以下「中間評価」という。）の実施時期は、原則、中間年度の終了時とする。また、交付期間の終了時に行う評価（以下「事後評価」という。）の実施時期は、交付期間の終了後又は交付期間の最終年度中とする。
- 5 中間評価及び事後評価は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 交付対象事業の進捗状況
 - (2) 事業効果の発現状況
 - (3) 中間評価にあつては評価指標の中間目標値の実現状況、事後評価にあつては評価指標の最終目標値の実現状況
 - (4) 今後の方針
- 6 都道府県は、中間評価又は事後評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性、公正さを確保するため、学識経験者等の第三者の意見を求め、又は都道府県独自の評価制度を活用することができる。また、事業の成果を地域住民に対してより分かり易く示すよう留意するものとする。
- 7 生活基盤施設耐震化等事業計画の事前評価、中間評価及び事後評価の実施に当たり、評価の対象となる交付対象事業は、第6第1項の(1)のうち水道施設に係る事業及び(2)に掲げる事業とする。
- 8 厚生労働大臣は、第3項の規定による報告を受けたときは、都道府県に対し、必要な助言を行うことができる。

第17 指導監督交付金

- 1 厚生労働省大臣は、都道府県が事業の円滑な運営及び適正な執行を図るため、国との連絡、交付対象事業者に対して行う指導監督、生活基盤施設耐震化等事業計画の作成等の事務に要する経費に対して、指導監督交付金を交付することができる。

- 2 指導監督交付金の対象経費は、別表のとおりとする。
- 3 指導監督交付金の交付額は、次により算出するものとする。
 - (1) 厚生労働大臣が別に定める額と対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額を選定する。
 - (2) (1)により選定された額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数は切り捨てるものとする。
- 4 都道府県が指導監督交付金の交付を受けようとする場合は、生活基盤施設耐震化等交付金（指導監督交付金）交付申請書（別紙●）を別途通知する日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- 5 交付決定を受けた指導監督交付金について、交付決定の内容を変更しようとするときは、厚生労働大臣に生活基盤施設耐震化等交付金（指導監督交付金）変更交付申請書（別紙●）を提出するものとする。
- 6 厚生労働大臣は、第4項又は第5項による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。
- 7 指導監督交付金の実績報告書は、交付決定に係る事務が完了した日から起算して1月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書（別紙●）を提出して行うものとする。
- 8 第13に定める交付の条件のうち（1）から（9）、第15に定める交付金の返還については、指導監督交付金手続きについて準用する。この場合において、「交付対象事業」とあるのは事務に、「不動産及びその従物」とあるのは価格が単価50万円以上に読み替えるものとする。

第18 監督等

- 1 厚生労働大臣は都道府県に対し、厚生労働大臣及び都道府県知事は交付対象事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業に関し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。
- 2 厚生労働大臣は都道府県に対し、厚生労働大臣及び都道府県知事は交付対象事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業につき、生活基盤施設耐震化等交付金の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

附 則

（経過措置）

- 1 都道府県が、要綱本編第9の規定に基づく生活基盤施設耐震化等事業計画を提出しない場合は、平成26年度補正予算及び平成27年度予算に限り、交付対象

事業者は要綱本編第9第1項及び第2項の規定に基づいて生活基盤施設耐震化等事業計画を作成することができる。なお、この場合において、「都道府県」とあるのは交付対象事業者に、「厚生労働大臣」とあるのは都道府県知事に読み替えるものとする。

2 都道府県は、前項の規定により交付対象事業者から生活基盤施設耐震化等事業計画の提出を受けた場合は、厚生労働大臣に提出するものとする。

3 第1項の規定により生活基盤施設耐震化等事業計画を提出しようとする交付対象事業者は、要綱本編第16第1項及び第2項に規定する生活基盤施設耐震化等事業計画の評価等を行うものとする。なお、この場合において、「厚生労働大臣」とあるのは都道府県知事に、「都道府県」とあるのは交付対象事業者に読み替えるものとする。

4 第1項の規定により交付対象事業者が生活基盤施設耐震化等事業計画を提出する場合は、要綱本編第4の規定にかかわらず、この交付金の交付対象とする。

5 水道施設整備事業の評価実施要領（平成16年7月12日健発第0712003号厚生労働省健康局長通知）及び水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目（平成16年7月12日健水発第0712002号厚生労働省健康局水道課長通知）に準じた事前評価を実施した事業と同等の事業内容のみを交付対象事業とする生活基盤施設耐震化等事業計画については、平成26年度補正予算及び平成27年度予算に限り当該評価の結果を交付要綱本編第16第1項に規定する事前評価の結果として扱うことができるものとする。

別表 指導監督交付金の対象経費

費 目	細 目	説 明
人 件 費	職 員 手 当	交付対象事業の指導監督事務及び生活基盤施設耐震化等事業計画作成等の事務に直接従事する定数職員（地方公務員法第22条第1項に規定する職員を含み、管理又は監督の地位にある職員を除く。）に対する職員手当（時間外勤務手当に限る。）とする。
諸 謝 金	報 償 費	生活基盤施設耐震化等事業計画の作成及び評価等に直接必要な検討会等を開催するため必要な報償費とする。
旅 費	旅 費	交付対象事業を実施する市町村に対する指導監督事務の実施、生活基盤施設耐震化等事業計画の作成及び評価等のため直接必要な旅費（本省連絡旅費、市町村指導監督旅費、施設調査旅費、検討会等委員出席旅費）とする。
庁 費	賃 金 需 用 費 役 務 費 委 託 料 使用料及び賃借料 備 品 購 入 費	交付対象事業を実施する地方公共団体等に対する指導監督事務、生活基盤施設耐震化等事業計画の作成及び評価等の事務の実施のため直接必要な本庁の庁費（賃金（保険料を含む。）、消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、筆耕翻訳料、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費（取得金額15万円以上のものについては、あらかじめ厚生労働大臣に協議して承認を得たものに限る。））とする。

生活基盤施設耐震化等交付金実施要領（案）

第1 定義

- 1 「水道事業」とは、給水人口が5,001人以上である水道により水を給水する事業をいう。
- 2 「水道用水供給事業」とは、水道法（昭和32年法律第177号）第3条に規定するものをいう。
- 3 「簡易水道」とは、給水人口が101人以上5,000人以下である道をいう。
- 4 「飲料水供給施設」とは、50人以上（地下水汚染地域にあつてはこの限りではない。）100人以下を給水人口として、人の飲用に供する水を供給する施設をいう。
- 5 「統合簡易水道」とは、既存の簡易水道の統合整備又は、既存の簡易水道及び飲料水供給施設を統合整備するため、基幹的施設その他の施設の整備を行い、当該施設の有機的一体化と事業経営の一元化が図られた単一の水道をいう。（統合と合わせて新たに未給水地区において設置する施設を含む。）
- 6 「特定簡易水道事業」とは、事業経営者が同一であつて次のいずれかの要件を有する他の水道事業が存在する簡易水道事業をいう。
 - (1) 会計が同一であるもの。
 - (2) 水道施設が接続しているもの。
 - (3) 道路延長で、原則として10km未満に給水区域を有するもの。
- 7 「特定飲料水供給施設」とは、当該施設の設置者と事業経営者が同一であつて次のいずれかの要件を有する他の水道事業が存在する飲料水供給施設をいう。
 - (1) 会計が同一であるもの。
 - (2) 水道施設が接続しているもの。
 - (3) 道路延長で、原則として10km未満に給水区域を有するもの。
- 8 「特定経営状況事業」とは、給水原価が全簡易水道事業の平均の半分以上であつて、供給単価が全簡易水道事業の平均の半分以上かつ供給単価が給水原価の120%以下の簡易水道事業をいう。
- 9 「特定市町村」とは、次のいずれかの要件を有する市町村をいう。
 - (1) 平成19年度以降に市町村の合併を行うことを地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第6項の規定に基づき総務大臣により告示された市町村
 - (2) 平成21年度において地方自治法第252条の2若しくは市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第3条の規定により市町村の合併に関する協議を行う協議会が設置されていた市町村又は関係する市町村による市町村の合併に関する協議を行う任意の協議会等が設置されていた市町村
 - (3) 平成19年度以降に大規模な災害に被災し、既存の施設整備計画の変更を余儀なくされた市町村
 - (4) 上記（1）～（3）のほか、厚生労働大臣が特に必要と認めた市町村

- 10 「離島簡易水道」とは、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条の規定による奄美群島における簡易水道又は飲料水供給施設をいう。
- 11 「地方生活基盤整備水道事業」とは、地域の生活様式の変化に対応可能な水量（別表第3の②の加算水量を除く1人1日平均給水量が200ℓを超えるもの）又は水圧（直結給水を行う場合の配水管最小動水圧が平常時245キロパスカルを超えるもの）を備えた簡易水道施設の整備を行う必要がある地域について、市町村が策定し、厚生労働大臣が適当と認めた地方生活基盤整備水道事業計画に基づき施行される事業をいう。ただし、飲料水供給施設及び原則として従前の計画給水人口20%未満又は100人以下の区域拡張を行うための施設整備にあつてはこの限りでない。
- 12 「水道広域化施設」とは、水道事業又は水道用水供給事業の用に供する水道法第3条に規定する水道施設であつて、次に掲げる特定広域化施設、一般広域化施設及び広域化促進地域上水道施設をいう。
- (1) 「特定広域化施設」とは、都道府県知事が定め、かつ、厚生労働大臣が適当と認めた広域的な水道の整備計画に基づく水道施設をいう。
- (2) 「一般広域化施設」とは、2以上の市町村の区域を給水区域とする水道事業又は2以上の水道事業を給水対象とする水道用水供給事業の用に供する水道施設（(1)及び(3)に掲げるものを除く。）をいう。
- (3) 「広域化促進地域上水道施設」とは、都道府県知事が定め、かつ、厚生労働大臣が適当と認めた広域的な水道整備計画区域内の水道施設をいう。
- 13 「資本単価」とは、水道水源開発施設又は水道広域化施設の整備を行う水道事業又は水道用水供給事業に係る20年間の資本費を当該施設を利用して得られる20年間の総有収水量で除して得た水1立方メートル当たりの費用の額であつて、次の算出式により算出したものをいう。

$$\frac{\text{減価償却費} + \text{支払利息} + \text{受水分資本費}^{(注)}}{\text{総有収水量}}$$

(注) 受水分資本費とは、水道用水供給事業から受水する水道事業にあつて、当該水道用水供給事業に係る20年間の資本費のうち当該水道事業に対する供給に係るものであり、次の式により算出したものをいう。

$$\frac{\text{水道用水供給事業の資本費} \times \text{当該水道事業に対する計画給水量}}{\text{水道用水供給事業の計画給水量}}$$

第2 交付対象事業者について

- 1 交付要綱第6第1項(1)のうち水道施設に係る事業及び(2)、(3)の事業（以下「水道施設関連事業」という。）において、交付要綱第3第3項に規定する交付対象事業者は、都道府県、市町村、一部事務組合及びPFI事業選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

(平成11年法律第117号)(以下「PFI法」という。)第8条第1項の規定により選定された選定事業者をいう。)とする。

- 2 交付要綱第6第1項(1)のうち保健衛生施設等に係る事業(以下「保健衛生施設等関連事業」という。)において、交付要綱第3第3項に規定する交付対象事業者は、都道府県、市町村、非営利法人等とする。

第3 交付の対象となる事業について

- 1 水道施設関連事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 簡易水道事業の用に供する施設又は飲料水供給施設において交付の対象となる事業は、別表第1及び別表第2の第1欄に掲げる、水道施設等耐震化事業のうち簡易水道再編推進事業及び生活基盤近代化事業とする。

(2) 水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設において交付の対象となる事業は、別表第1の第1欄に掲げる、水道施設耐震化等事業のうち緊急時給水拠点確保等事業、水道管路耐震化等推進事業及び水道事業運営基盤強化推進等事業とする。

(3) 水道施設等耐震化事業及び水道事業運営基盤強化推進等事業は、別表第1の第2欄に掲げる採択基準に該当するときに、同表の第4欄に掲げる施設等を整備するための事業(PFI事業選定事業者が、PFI法第14条第1項の規定により整備した施設を交付対象事業者が買収する事業、または将来的に買収予定の事業(以下「PFI事業」という。)を含む。)とする。

ただし、「簡易水道等施設整備費の国庫補助について」(昭和44年5月8日厚生省環第405号厚生事務次官通知)により、平成18年度以前から国庫補助を受けている事業については、平成28年度限りとし、別表第2の第2欄に掲げる採択基準に該当するときに、同表の第4欄に掲げる施設等を整備するための事業とする。

(4) 官民連携等基盤強化推進事業は、別表第4の第2欄に掲げる事業とする。

(5) 交付対象事業(官民連携等基盤強化推進を除く。)に要する費用が、次に掲げる事業費に満たない事業を除くものとする。

なお、複数年度にわたって継続実施される事業(交付金の交付の対象となる事業に限る。)にあつては、当該複数年度全体の交付対象事業に要する費用の合計とする。

一 簡易水道事業及び飲料水供給施設にあつては、10,000千円

二 都道府県が実施する水道事業及び水道用水供給事業にあつては、100,000千円

ただし、水道水源自動監視施設整備費にあつては、10,000千円

三 市町村(一部事務組合を含む。)が実施する水道事業及び水道用水供給事業にあつては、10,000千円

- 2 保健衛生施設等関連事業は、昭和62年7月30日厚生省発健医第179号厚生事務次官通知の別紙「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」(以下「保健衛生施設等交付要綱」という。)の3で交付の対象と定める

施設整備事業のうち耐震化に係る事業とする。

第4 交付の対象となる水道施設について

この交付金の交付の対象となる水道施設（飲料水供給施設を含む。）は、次に掲げる施設とする。

- (1) 水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設は、水道法第5条に規定する施設基準に適合すること。
- (2) 簡易水道事業の用に供する施設又は飲料水供給施設、簡易水道等国庫補助事業に係る施設基準（昭和53年1月30日環水第8号厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知）に適合し、かつ、第5に掲げる簡易水道等の事業計画基準に該当すること。

第5 簡易水道等の事業計画基準について

- 1 交付金の交付の対象となる簡易水道等の施設整備は、次の各号に掲げる基準に該当するものとする。

ただし、厚生労働大臣が適当と認めた地方生活基盤整備水道事業計画に基づき施行される施設整備については、当該計画を基準とする。

- (1) 布設対象区域（以下「給水区域」という。）は配水管布設計画のある地域であって、かつ、次のいずれかに該当する地区であること。
 - 一 日常生活用水に起因する疫病が多発し、又は発生のおそれがある等、衛生状態の不良地区。
 - 二 流水を日常生活用水にしている地区又は水質の不良な地区若しくは飲料水等の需給に著しく困却している地区。
 - 三 生活改善その他の理由により簡易水道等の布設が必要と認められる地区。
- (2) 給水区域は家屋のおおむね連たんした地区にあっては、一つの区域として計画し、このような地区が二つ以上散在する場合には個々に簡易水道を布設するよりも、これを合併施行することが経済的であると認められるときは、合併して計画すること。
- (3) 簡易水道等にあっては、次の方式により算定した普及率が原則として100%であること。ただし、区域の主として飲料水取得の状況から、100%普及が困難な場合は90%を限度として下げることができる。
 - 一 普及率は計画年次（計画時点から10年後）における給水区域内の推定常住人口で計画年次の実給水見込人口を除いて算定すること。
 - 二 人口の推定には過去少なくとも10年以上の実績（異常増減を除く。）及び計画給水区域の特殊性を勘案すること。
- (4) 給水量は、別表第3「給水量の基準」によるものとする。ただし、次の場合にはそれぞれ次に掲げる水量（付表の加算水量）を加算することができる。
 - 一 一般の加算水量
当該簡易水道の給水区域内の人口密度が高く、生活水準が高い等のため

特に多量の水を使用する要因がある場合。

二 学校、病院等の加算水量

当該簡易水道の給水区域内に学校、旅館、官公署、病院その他の施設があり、これらの施設において特に多量の水を使用する場合。

三 その他

厚生労働大臣が適当と認める加算水量

2 交付金の交付の対象となる飲料水供給施設の整備は、次の各号に掲げる基準に該当するものとする。

(1) 布設対象区域（以下「給水区域」という。）は、配水管布設計画のある地域であって、かつ、次のいずれかに該当する地区であること。

一 「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」（昭和37年法律第88号）に定める「辺地」に該当する地区。

二 「辺地」に準ずる地区（「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令」（昭和37年政令第301号）第2条第1項に規定する辺地度数が90点以上である地区。）

三 日常生活用水に起因する疾病が多発し、又は発生のおそれがある衛生状態の不良地区。

四 流水、天水を日常生活用水としている地区又は水質不良地区若しくは飲料水需給に著しく困却している地区。

(2) 家屋のおおむね連たんした地区は一つの給水区域として計画し分割しないこと。

(3) 給水人口は当該年度の4月1日における給水区域内の現在人口とすること。

(4) 給水量の基準は簡易水道施設の基準を準用するものとする。

第6 交付の対象外費用について

保健衛生施設等関連事業については、保健衛生施設等交付要綱の4に定める費用は、交付の対象としないものとする。

第7 交付額の算定方法について

交付要綱第7に規定する交付額の算定方法は、次のとおりとする。

(1) 交付金の交付の対象となる水道施設関連事業の事業費は、次の各号に掲げる算定方法によるものとする。

一 別表第5に定める算定基準により、それぞれ算定された額（実支出額がその算定基準により算定された額より少ないときは、実支出額とする。）の合計額とする。

ただし、特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第7条第1項の規定により負担する負担金の額及びこれに準ずる多目的ダムの共同施設の負担金又は分担金並びに共同施設の持分権の取得に要する費用については、厚生労働大臣が認める費用の負担の方法及び割合の基準により算定された水道負担額とする。

二 基幹水道構造物の耐震化事業（改築・更新事業に限る。）は、水道法第5条に規定する施設基準に準拠して算定される標準的な費用（実支出額がその費用より少ないときは、実支出額とする。）とする。

三四 水道水源自動監視施設等整備事業は、別表第1の第4欄に掲げる設備を購入するために必要な備品購入費とする。

四 PFI事業は、地方公共団体がPFI事業選定事業者から所有権を取得する際に申請する場合は、別表第1又は別表第2の第4欄に掲げる施設を交付対象事業者が買収するために必要な費用（施設の維持・管理費用及び金利分を除く。）、PFI事業選定事業者が地方公共団体に所有権を移管する前に申請する場合は、一号から三号のとおりとする。

五 官民連携等基盤強化推進事業は、別表第4の第2欄に掲げる事業を実施するために必要な同表第4欄に掲げる経費の合計額とする。

(2) 水道施設関連事業における毎年度の交付金の交付額は、次により算出した額を合計した額とする。

一 交付対象事業費と当該事業に要する総事業費から、寄付金その他の収入額（給水区域内住民の拠出又はこれに準ずる拠出による収入額を除く。）を控除した額を比較していずれか少ない方の額（以下「交付対象基本額」という。）に、別表第1、別表第2又は別表第4の第3欄に掲げる交付率を乗じて算出した額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。

二 基幹水道構造物の耐震化事業（改築・更新事業に限る。）は、「別添1基幹構造物の耐震化事業に係る基準事業費」により算出した基準事業費と当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入額（給水区域内住民の拠出又はこれに準ずる拠出による収入額を除く。）を控除した額を比較していずれか少ない方の額に、別表第1の第3欄に掲げる率を乗じて算出した額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。

2 保健衛生施設等関連事業の交付額の算定方法は、保健衛生施設等交付要綱の5に基づき算定するものとする。

第8 交付金の配分について

交付決定を受けた交付金について、交付対象事業における事業間の調整は自由であるが、交付対象事業に係る交付金の交付が法令で定めるところに違反しないか、交付対象事業の内容が適正であり、かつ、当該年度内に実施可能であるかなどを適切に判断し配分すること。

別表第1

1 事業区分	2 採択基準	3 交付率	4 対象施設
水道施設等耐震化事業 簡易水道再編推進事業 統合簡易水道	1 市町村が、特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業（注1）の簡易水道施設又は特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設（注2）に係る統合簡易水道施設を整備する事業であって、次の(1)から(3)のいずれかに該当するもの。 (1) 市町村が策定する統合簡易水道施設整備計画に基づき、水道未普及地域解消事業（給水人口50人未満のものを除く。）及び生活基盤近代化事業の対象となる施設整備並びに基幹的施設の新設事業 (2) 統合簡易水道施設の給水区域内において、水源が枯渇し、その周辺での水源の確保が著しく困難な場合において、当該水道事業以外水道事業（原則として200m以上の距離を有すること。）から浄水を受けて統合簡易水道施設整備事業を行うことが最も経済的、合理的であって厚生労働大臣が必要と認めた事業 ただし、平成29年度以降は、平成19年度以降に水道事業の統合により上水道事業に含まれた簡易水道施設又は飲料水供給施設で他の水道施設から原則として200m以上の距離を有するものについて、次のア及びイのいずれにも該当する場合に実施する「同一水道事業内の離れた水道施設間の連絡管整備事業」であって、厚生労働大臣が必要と認めた事業を含む。 ア 水源が枯渇し、その周辺で水源の確保が著しく困難であるため、当該水道施設以外の水道施設から浄水を受ける連絡	1 財政力指数が0.30を超える市町村にあつては1/4 但し、 (1) 単位管延長が20メートル以上であるものについては4/10 (2) 単位管延長が6メートル以上20メートル未満であるものについては1/3 (3) 濁水対策として行う海水淡水化施設整備に係る事業で単位管延長が1メートル以上であるものについては4/10 2 財政力指数が0.30以下の市町村にあつては1/3 但し、 (1) 単位管延長が7メートル以上であるものについては4/10 (2) 濁水対策として行う海水淡水化施設整備に係る事業で単位管延長が1メートル以上であるものについては4/10 3 1及び2にかかわらず、水源地域対策特別事業については4/10 4 1、2及び3にかかわらず、放射線量分析機器については1/4	1 次に定める施設及び当該施設設置のために必要な最小限の用地及び補償費 (1) 井戸、集水埋きよ、貯水池、取水ポンプその他取水に必要な施設 (2) 導水管、送水管、その他導送水に必要な施設 (3) 浄水池、滅菌装置その他浄水に必要な施設 (4) 配水池、配水管その他配水に必要な施設 (5) 飲料水供給施設（簡易水道再編推進事業にあつては、飲料水供給施設を布設し得る条件を備えた未給水地区内を含む。）にあつては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、給水に必要な施設であつて屋外に新設する部分。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 給水柱 イ 立上り管 (6) 放射線量の確認を行うための分析機器（シンチレーションサンサーベイメータ） 2 1に掲げる施設には次の施設を含まないものとする。 (1) 事務所及び倉庫（工事施工のための仮事務所及び仮設倉庫を除く。）並びに門、さく、へい、植樹その他当該簡易水道の維持管理に必要な施設 (2) 給水装置

		<p>管の整備が最も経済的、合理的であること。</p> <p>イ 当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの連絡管整備費用が平均以上であること。</p> <p>(3) 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備事業</p> <p>(注1) 平成28年度までは、次に該当する簡易水道事業を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定簡易水道事業であって、平成21年度までに他の水道事業と統合した簡易水道事業及び平成21年度末又は補助採択のいずれか早い方の時期までに市町村が策定し厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている簡易水道事業 ・ 特定簡易水道事業であって、平成23年度末までに特定市町村が策定し、厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている簡易水道事業 <p>(注2) 平成28年度までは、次に該当する飲料水供給施設を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定飲料水供給施設であって、平成21年度までに他の水道事業に含まれた飲料水供給施設及び平成21年度末又は補助採択のいずれか早い方の時期までに市町村が策定し厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている飲料水供給施設 ・ 特定飲料水供給施設であって、平成23年度末までに特定市町村が策定し、厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計 	
	<p>5 1、2、3及び4にかかわらず、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条の規定による奄美群島については1/2（北海道の放射線分析機器については1/4）</p>		

		簡易水道統合整備事業	<p>画の対象となっている飲料水供給施設</p> <p>2 市町村が、特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業（注1）の簡易水道施設又は特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設（注2）を統合整備する事業であって、次の(1)又は(2)に該当するもの。</p> <p>(1) 市町村が策定する「簡易水道統合整備計画」に基づき、上水道施設と簡易水道施設又は飲料水供給施設との統合整備を行うために必要となる水道未普及地域解消事業（給水人口 50 人未満のものを除く。）及び生活基盤近代化事業の対象となる施設整備並びに基幹的施設の新設事業</p> <p>(2) 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備事業</p> <p>（注1）平成 28 年度までは、次に該当する簡易水道事業を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定簡易水道事業であって、平成 21 年度までに他の水道事業と統合した簡易水道事業及び平成 21 年度末又は補助採択のいずれか早い方の時期までに市町村が策定し厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となつていない簡易水道事業 ・ 特定簡易水道事業であって、平成 23 年度末までに特定市町村が策定し、厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となつていない簡易水道事業 <p>（注2）平成 28 年度までは、次に該当する飲料水供給施設を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定飲料水供給施設であって、平成 21 年度までに他の水道事業に含まれた飲 		
--	--	------------	---	--	--

		<p>料水供給施設及び平成 21 年度末又は補助採択のいずれか早い方の時期までに市町村が策定し厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている飲料水供給施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定飲料水供給施設であって、平成 23 年度末までに特定市町村が策定し、厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている飲料水供給施設 	
	<p>生活基盤近代化事業</p>	<p>増補改良</p>	
		<p>1 市町村が、次の①から③のいずれかに該当する簡易水道施設（注 1）又は飲料水供給施設（注 2）の増補改良を行う事業で、次の(1)から(7)のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業（ただし、(1)に該当する事業においては特定経営状況事業に該当するものに限る。）に係る簡易水道施設</p> <p>② 特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設</p> <p>③ 平成 19 年度以降に水道事業の統合により上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設又は飲料水供給施設のうち、他の水道施設から原則として 200m 以上の距離を有し、当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの増補改良事業費用が平均以上であるもの</p> <p>(1) 水源の枯渇又は使用水量の増加に係る事業であって、次のア及びイに該当するもの。</p> <p>ア 増補改良しようとするしゅん工後 10 年以上経過した簡易水道施設又は飲料水供給施設（以下「旧施設」という。）の計画水量が、水源の枯渇のため、当初の計画どおりに得られなくなったもの</p>	

		<p>の又は給水区域内の人口の増加、若しくは生活改善等に伴い使用水量が増加したため、当初の計画水量では一般の需要に応ずることができなくなったものがあること。</p> <p>イ 旧施設における濁水期間中の1人1日当たりの最大給水可能量が1500以下であること。</p>	
		<p>(2) 旧施設の水質が「水質基準に関する省令」(平成15年厚生労働省令第101号)による水質基準に適合しなくなるとおそれが生じたことに伴う施設整備事業</p> <p>(3) 鉛製管の更新を行う事業。</p> <p>(4) クリプトスポリジウム等病原性原虫対策としてのろ過施設(次のア及びイ又はウのいずれかに該当するものに限る。)、紫外線処理施設の整備又はろ過施設の整備に代替して開発する水源の整備事業</p> <p>ア 水源が表流水、伏流水、湧水又は浅井戸であること。</p>	
		<p>イ 既設設備が塩素消毒のみの場合においては、原水中に、大腸菌、嫌気性芽胞菌、糞便性大腸菌群、糞便性連鎖球菌、クリプトスポリジウム若しくはジアリジアが検出されたことがあること又は取水施設の上流等に糞便処理施設(し尿処理施設、下水の処理施設又は家畜糞尿の処理・貯留施設)が存在すること。</p> <p>ウ 既設設備が緩速ろ過又は急速ろ過である場合においては、イに加え、浄水の濁度を0.1度以下に維持できない施設であること。</p>	
		<p>(6) 基幹的な水道構造物の耐震化のための補強事業であつて、かつ、次のア又はイのいずれかに該当し、ウからカのいずれにも該当す</p>	

		<p>るもの。</p> <p>ア 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき南海トラフ地震防災対策推進地域における事業</p> <p>イ 地震による水道施設の被害の経験がある、又は、今後、特におよそのある地域における事業</p> <p>ウ 取水施設、導水施設、浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設（管路は含まない。）及びこれらの施設内に存在する基幹的な水道構造物であり、施設の運営に必要な施設であること。</p> <p>エ 地方公営企業法施行規則（昭和 27 年総理府令第 73 号）第 14 条に定める法定耐用年数以内の施設又は経過年数が、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）で定める年数以内の施設であること。</p> <p>オ 平成 9 年度以前に建築された施設であって、耐震診断により水道施設の技術的基準を定める省令（平成 12 年厚生省令第 15 号）に基づき施設基準を満たさないことが明らかであるもの。</p> <p>カ 耐震補強又は改築を行った基幹的な水道構造物については、供用期間内に発生する確率は低いが、大きな強度を有する地震動（レベル 2 地震動）に対して、生じる被害が軽微で所期の機能を保持</p>

	<p>できる構造であること。</p> <p>(6) 緊急遮断弁又は非常用電源設備を設置する事業であって、次のア又はイのいずれかに該当するもの。</p> <p>ア 大規模地震対策特別措置法第3条第1項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域における事業</p> <p>イ 地震による水道施設の被害の経験がある、又は、今後、特におよそのある地域における事業</p> <p>(7) 原子力発電所等核燃料を取扱う施設の周辺の水道事業者が事故時等に放射線量の確認を行うための分析機器の整備事業</p> <p>(注1) 平成28年度までは、次に該当する簡易水道施設を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定簡易水道事業であって、平成21年度までに他の水道事業と統合した簡易水道事業及び平成21年度末又は補助採択のいずれか早い方の時期までに市町村が策定し厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となつていない簡易水道事業に係る簡易水道施設 特定簡易水道事業であって、平成23年度末までに特定市町村が策定し、厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となつていない簡易水道事業 <p>(注2) 平成28年度までは、次に該当する飲料水供給施設を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定飲料水供給施設であって、平成21 	

		<p>基幹改良</p>	<p>年度までに他の水道事業に含まれた飲料水供給施設及び平成 21 年度末又は補助採択のいずれか早い方の時期までに市町村が策定し厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている飲料水供給施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定飲料水供給施設であって、平成 23 年度末までに特定市町村が策定し、厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている飲料水供給施設 <p>2 市町村が、次の①から③のいずれかに該当する簡易水道施設（注 1）又は飲料水供給施設（注 2）の基幹的施設について行う改良事業であって、老朽化その他やむを得ない事由により機能が低下した場合に行う (1) から (4)並びに (5)のいずれかに該当するもの。ただし、(1)から(3)は増補改良に該当する事業を除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業（ただし、下記(1)から(4)の事業においては特定経営状況事業に該当するものに限る。）に係る簡易水道施設 ② 特定飲料水供給施設に該当しない離島振興対策実施地域における飲料水供給施設 ③ 平成 19 年度以降に水道事業の統合により上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設及び離島振興対策実施地域における飲料水供給施設のうち、他の水道施設から原則として 200m 以上の距離を有し、当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの基幹改良事業費用が平均以上であるもの。 		
--	--	-------------	---	--	--

(注1) 平成28年度までは、次に該当する簡易水道施設を含む。

- 特定簡易水道事業であって、平成21年度までに他の水道事業と統合した簡易水道事業及び平成21年度末又は補助採択のいずれか早い方の時期までに市町村が策定し厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている簡易水道事業に係る簡易水道施設
- 特定簡易水道事業であって、平成23年度末までに特定市町村が策定し、厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている簡易水道事業

(注2) 平成28年度までは、次に該当する飲料水供給施設を含む。

- 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条に基づき指定された振興山村、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条に基づき指定された半島振興対策実施地域又は過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条に基づき定められた過疎地域における特定飲料水供給施設であって、平成21年度までに他の水道事業に含まれた飲料水供給施設及び平成21年度末若しくは補助採択のいずれか早い方の時期までに市町村が策定し厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている飲料水供給施設
- 特定飲料水供給施設であって、平成23年度末までに特定市町村が策定し、厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている飲料水供給施設

		<p>(1) しゅん工後原則として 40 年以上経過した構築物を廃止して新設するもの。</p> <p>(2) 設置後原則として 10 年以上経過した機械及び装置（関連する構築物を含む。）を廃止して新設するもの。</p> <p>(3) 布設後 20 年以上経過した管路を廃止して新設するもの。</p> <p>ただし、各施設ごとの管路の延長又は全管路延長の 20%以上（財政力指数が 0.30 以下の市町村の場合においては 10%以上、特定市町村の場合においては 15%以上とし、また、铸铁管及びコンクリート管の更新については、管路延長要件を適用しない。）の改良を行うものに限る。</p> <p>(4) しゅん工後 20 年以上経過した離島簡易水道のうち、海底送水管の布設替えを行う事業であって、厚生労働大臣が必要と認められたもの。</p> <p>(5) 地震対策として行う石綿セメント管を廃止して新設する事業であって、次のア又はイのいずれかに該当するもの。</p> <p>ア 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき南海トラフ地震防災対策推進地域における事業</p> <p>イ 地震による水道施設の被害の経験がある、又は、今後、特におそれのある地域における事業</p>		

		<p>3 市町村が、次の①から③のいずれかに該当する簡易水道施設（注1）又は飲料水供給施設（注2）の水量を拡張（拡張しようとする計画給水量が従前の計画給水量の20%以上である場合。）する事業（当該事業を行うために必要となる基幹的施設の改良を行う事業（ただし、基幹改良の対象となる施設整備に限る。）を含む。）</p> <p>① 特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業（ただし、特定経営状況事業に該当するものに限る。）に係る簡易水道施設</p> <p>② 特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設</p> <p>③ 平成19年度以降に水道事業の統合により上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設及び飲料水供給施設のうち、他の水道施設から原則として200m以上の距離を有し、当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの水量拡張事業費用が平均以上であるもの。</p> <p>（注1）平成28年度までは、次に該当する簡易水道施設を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定簡易水道事業であって、平成21年度までに他の水道事業と統合した簡易水道事業及び平成21年度末又は補助採択のいずれか早い方の時期までに市町村が策定し厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっていない簡易水道事業に係る簡易水道施設 <p>（注2）平成28年度までは、次に該当する飲料水供給施設を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定飲料水供給施設であって、平成21
		<p>水量拡張</p>

	緊急時給水 拠点確保等 事業		<p>年度までに他の水道事業に含まれた飲料水供給施設及び平成 21 年度末又は補助採択のいずれか早い方の時期までに市町村が策定し厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている飲料水供給施設</p>		
	<p>本事業において「地震対策等地域」とは、次の I ～ III の地域をいう。</p> <p>I 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域。</p> <p>II 地震、濁水等による水道施設の被害、取水停止の経験がある地域、又は、今後特におおそれがある地域。</p> <p>III 過去に、有害物質の流出等により取水停止を行い、かつ、今後もそのおそれがある地域であること。</p>	配水池	<p>次の(1)～(3)のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>(1) 計画一日最大給水量の 10 時間分を超え、12 時間までの容量の配水池を整備する事業であること。</p> <p>ただし、平成 15 年度以前に採択された事業については、なお従前のおりとする。</p> <p>(2) 資本単価が 90 円/m³以上であること。</p> <p>ただし、平成 21 年度以前に採択された事業は、70 円/m³以上であること。</p> <p>(3) 地震対策等地域の I ～ III のいずれかの地域における事業であること。</p>	1 / 3	<p>この事業は、災害等緊急時における給水拠点の確保のために行う配水池、緊急時用連絡管、貯留施設、緊急遮断弁、大容量送水管、重要給水施設配水管の整備事業及び基幹水道構造物の耐震化事業（補強又は改築・更新）とする。</p> <p>配水池及び配水池と密接な関連を有する次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 送水管及び配水管（ただし、既設管との連絡部分に限る。）</p> <p>(2) 塩素注入設備</p> <p>(3) 計装設備</p> <p>(4) 仕切弁、緊急遮断弁等</p> <p>(5) ポンプ</p>

		緊急時用連絡管	<p>緊急時において、広域圏域の間、近隣の水道事業体等の間若しくは同一の水道事業体内（系列間の連絡管に限る。）で水道水を相互融通できる施設を整備する(1)又は(2)のいずれかに該当する事業であること。</p> <p>(1) 広域圏域の間又は近隣の水道事業体等の間の場合は当該水道事業体等の一つが、同一の水道事業体内の場合は当該水道事業体等が、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>ア 資本単価が90円/㎡以上であること。 ただし、平成21年度以前に採択された事業は、70円/㎡以上であること。</p> <p>イ 地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかの地域における事業であること。</p> <p>(2) 厚生労働大臣が認める緊急時用連絡管の整備事業であること。</p>	1 / 3	<p>次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 導水管 (2) 送水管 (3) 配水管 (4) ポンプ (5) 計装機器 (6) その他必要な施設</p>
	貯留施設	<p>送水又は配水の用に供する管路であって水の貯留機能を合わせ持つ施設の整備事業で、次の(1)～(3)のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>(1) 資本単価が、水道事業にあつては90円/㎡以上、水道用水供給事業にあつては70円/㎡以上であること。</p> <p>ただし、平成21年度以前に採択された事業は、水道事業にあつては70円/㎡以上、水道用水供給事業にあつては50円/㎡以上であること。</p> <p>(2) 既設の管路の更新等に合わせて整備するものであること。</p> <p>(3) 地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかの地域における事業であること。</p>	1 / 3	<p>貯留施設及び貯留施設と密接な関連を有する次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 貯水施設 (2) 配水管、送水管（ただし、既設管との連絡部分に限る。） (3) 給水管、給水栓、給水ポンプ（ただし、貯留施設の設置時に施設に近接して構築物として整備される必要最小限の緊急時用の設備とする。）</p>	

		<p>緊急遮断弁</p> <p>緊急時に配水池等の水道水の流失を防止するための緊急遮断弁の整備事業であって、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>(1) 資本単価が、水道事業にあっては 90 円/㎡以上、水道用水供給事業にあっては 70 円/㎡以上であること。</p> <p>ただし、平成 21 年度以前に採択された事業は、水道事業にあっては 70 円/㎡以上、水道用水供給事業にあっては 50 円/㎡以上であること。</p> <p>(2) 地震対策等地域の I 又は II のいずれかの地域における事業であること。</p>	<p>1 / 3</p>	<p>緊急遮断弁及び緊急遮断弁と密接な関連を有する次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 緊急遮断弁（作動スイッチを含む。）</p> <p>(2) 非常用電源設備</p> <p>(3) 伸縮可撓管（ただし、配水池等との連結部分に限る。）</p>
	<p>大容量送水管</p>	<p>緊急時に対応するための貯留機能を合わせ持つ大容量の送水管を整備する事業であって、次の(1)～(3)のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>ただし、施設規模については、「水道の耐震化計画等策定指針」（平成 20 年 4 月 8 日健康発第 0408002 号厚生労働省健康局水道課長通知を参照）の応急給水の目標設定例に基づき、給水地域全体に 10 日間程度の応急給水が可能な容量を上限とする。</p> <p>(1) 資本単価が、水道事業にあっては 90 円/㎡以上、水道用水供給事業にあっては 70 円/㎡以上であること。</p> <p>ただし、平成 21 年度以前に採択された事業は、水道事業にあっては 70 円/㎡以上、水道用水供給事業にあっては 50 円/㎡以上であること。</p> <p>(2) 地震対策等地域の I 又は II のいずれかの地域における事業であること。</p> <p>(3) 地震等の災害時には、給水タンク車、消防</p>	<p>1 / 3</p>	<p>送水管及び立坑施設</p>

		<p>重要給水施設に水道水を配水する配水管、ポンプ、計装機器並びにこれらと密接な関連を有する施設とする。</p>	1 / 3	
<p>重要給水施設配水管</p>	<p>車への給水、仮設給水栓による応急給水など、防災活動の拠点となるものであること。</p> <p>基幹病院等の給水優先度が特に高い施設に水道水を配水する配水管であって、耐震機能を有するものを整備する次の(1)又は(2)のいずれかに該当する事業であること。</p> <p>(1) 次のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>ア 資本単価が90円/㎡以上であること。</p> <p>ただし、平成21年度以前に採択された事業は、70円/㎡以上であること。</p> <p>イ 地域防災計画等において、災害時に重要な拠点となる病院、診療所、介護や援助が必要な災害時要援護者の避難拠点など人命の安全確保を図るために、給水優先度が特に高い施設への配水管であること。</p> <p>ウ 給水人口5万人以上の水道事業者が整備する場合にあっては、次のaに該当し、かつ、b～dのいずれかに該当する水道事業者であること。なお、c及びdは、平成30年度までの時限措置とする。</p> <p>a 地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかの地域における事業であること。</p> <p>b 1か月に10㎡使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する給水人口5万人以上の水道事業者における平均料金よりも高い水道事業者であること。</p> <p>c 平成21年度以降に他の水道事業(給水人口5,000人以下の水道事業を除く。)との事業統合(市町村区域を超えた経営統合を含む。)、あるいは水道用水供給事業との事業統合(経営統合を含む。)を行った水道事業に係る</p>	<p>重要給水施設配水管</p>		

		<p>水道事業者であること。</p> <p>d 水道事業（給水人口 5,000 人以下の水道事業を除く。）との事業統合計画（市町村区域を超えた経営統合計画を含む。）、あるいは水道用水供給事業との事業統合計画（経営統合計画を含む。）が、広域的水道整備計画に定められている水道事業に係る水道事業者であること。ただし、平成 30 年度までに統合する計画であるものに限る。</p> <p>(2) 厚生労働大臣が認める重要給水配水管事業であるもの。</p> <p>配水池及び浄水場等の基幹水道構造物のうち特に耐震化が必要であると認められるものの補強事業又は改築・更新事業であつて、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する事業であること。</p> <p>(1) 次のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>ア 資本単価が水道事業にあつては 90 円／m^3以上、水道用水供給事業にあつては 70 円／m^3以上であること。</p> <p>ただし、平成 21 年度以前に採択された事業は、水道事業にあつては 70 円／m^3以上、水道用水供給事業にあつては 50 円／m^3以上であること。</p> <p>イ 地方公営企業法施行規則第 14 条に定める法定耐用年数以内の施設であること。</p> <p>ウ 平成 9 年度以前に建築された施設であること。</p> <p>エ 耐震補強又は改築・更新を行った基幹水道構造物については、供用期間内に発生する確率が低いが、大きな強度を有す</p>	<p>1 / 3</p>	<p>次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 取水施設、導水施設、浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設（ただし、管路は含まないものとする。）</p> <p>(2) その他、上記施設内に存在する基幹水道構造物であり、施設の運用に必要な施設</p>
--	--	---	--------------	---

		<p>る地震動(レベル2地震動)に対して、生じる被害が軽微で所期の機能を保持できる構造であること。</p> <p>オ 地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかの地域における事業であること。</p> <p>(2) 厚生労働大臣が認める基幹水道構造物の耐震化事業であるもの。</p>			<p>緊急時給水拠点確保等事業費の対象施設には、水道広域化施設整備費の対象となる施設は含まないものとする。</p>
水道管路耐震化等推進事業	<p>老朽管更新事業において「地震対策等地域」とは、次のⅠ、Ⅱの地域をいう。</p> <p>Ⅰ 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第3条第1項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域</p> <p>Ⅱ 地震、渇水等による水道施設の被害、取水停止の経験がある地域、又は、今後特にそのおそれがある地域</p>	<p>1 次のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>(1) 地震対策として行う更新事業であって、次のアに該当し、かつ、イ～カのいずれかに該当すること。</p> <p>ただし、エについては平成25年度まで、オについては平成30年度までの時限措置とする。</p> <p>ア 地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかの地域における事業であること。</p>	<p>1 / 3</p> <p>(ただし、平成21年度以前に採択された事業及びダクタイル鉄管の更新事業にあつては、1 / 4)</p>	<p>この事業は、老朽化した鑄鉄管等の更新事業、厚生労働大臣が必要と認める対象区域において、直結給水(3階以上の建物に受水槽を使用せず直結給水することをいう。)を可能とするために必要な施設整備を行う事業、鉛製の水道管を更新する事業及び管路において災害復旧を実施した部分から厚生労働大臣が認める区間までを耐震化する事業とする。</p>	<p>布設後20年以上経過した塩化ビニル管(接着接合の継手など耐震性の低い継手を有するものに限る。)、鑄鉄管及びコンクリート管並びに、布設後30年以上経過したダクタイル鑄鉄管であつて、次に掲げる管路の更新事業であること。</p> <p>(1) 導水管 (2) 送水管 (3) 配水管</p>

		<p>ただし、塩化ビニル管及びダクタイル鑄鉄管については基幹管路（導水管、送水管、配水管）に布設されているものに限る。</p>
<p>イ 給水人口が5万人未満の水道事業者であること。</p> <p>ウ 給水人口が5万人以上の水道事業者であって、1か月に10^{m³}使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する給水人口5万人以上の水道事業者における平均料金よりも高い水道事業者であること。</p> <p>エ 給水人口が5万人以上の水道事業者であって、次のいずれにも該当する水道事業者。ただし、基幹管路における鑄鉄管、コンクリート管の更新事業に限る。</p> <p>① 基幹管路における「布設後20年以上経過した鑄鉄管、コンクリート管」（次の②において「老朽管」という。）が、基幹管路延長の10%以上残存している水道事業者であること。</p> <p>② 単年度あたり、基幹管路延長の1.5%以上又は5km以上の老朽管更新を行う整備計画により事業を行う水道事業者であること。</p> <p>オ 給水人口が5万人以上の水道事業者であって、次のいずれかに該当する水道事業者であること。</p> <p>① 平成21年度以降に他の水道事業（給水人口5,000人以下の水道事業を除く。）との事業統合（市町村区域を超えた経営統合を含む。）、あるいは水道用水供給事業との事業統合（経営統合を含む。）を行った水道事業に係る水道事業者であること。</p> <p>② 水道事業（給水人口5,000人以下の水道事業を除く。）との事業統合計画（市町村区域を超えた経営統合計画を含む。）、あるいは水道用水供給事</p>		

業との事業統合計画（経営統合計画を含む。）が、広域的水道整備計画に定められている水道事業に係る水道事業者。ただし、平成 30 年度までに統合する計画であるものに限る。				
カ 水道用水供給事業者であること。 (2) 水道事業で資本単価 90 円/m ³ 以上、又は水道用水供給事業で資本単価 70 円/m ³ 以上であること。また、平成 10 年度以前に採択された事業であって上記の基準に満たないものについては、用水単価 160 円/m ³ 以上であること、又は水道用水供給事業で用水単価 80 円/m ³ 以上であること。また、平成 21 年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、水道事業にあつては資本単価が 70 円/m ³ 以上、水道用水供給事業にあつては資本単価が 50 円/m ³ 以上であること。				
2 1 に該当する事業であつて、水道事業で資本単価 140 円/m ³ 以上、又は水道用水供給事業で資本単価 100 円/m ³ 以上であること。また、平成 10 年度以前に採択された事業であつて、上記の基準に満たないものについては、用水単価 230 円/m ³ 以上であること、又は水道用水供給事業で用水単価 130 円/m ³ 以上であること。		1 / 2 (ただし、平成 21 年度以前に採択された事業及びダクタイル鑄鉄管の更新事業にあつては、1 / 3)		
3 厚生労働大臣が認める老朽管の更新事業であること。		1 / 4		
管路近代化事業		1 / 3		次に掲げる事業であること。 (1) 石綿セメント管並びに、布設後 20 年以上経過した塩化ビニル管、鑄鉄管及び鋼管等の管路更新（動水勾配の減少による必要動水圧の確保、配水圧の均等化、又は時間最大流量の増加への対応を目的として行われる場合

水道事業運営 基盤強化 推進等事業	水道事業運営 基盤強化 推進事業	広域化事業	次のいずれにも該当する事業であって、事業開始後5年以内に広域化を実現すること。 また、全体計画は原則10年間とし、平成41年度までの時限事業とする。	1 / 3	<p>域において行う事業であって、直結給水対象人口が10万人を限度とするものであること。 (2) 資本単価140円/㎡以上であること。</p> <p>鉛管の更新事業であって、資本単価90円/㎡以上であるもの。 ただし、平成21年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、70円/㎡以上であること。</p> <p>次のいずれにも該当する事業であること。 (1) 災害復旧事業と併せて行う導水管、送水管、厚生労働大臣が必要と認める配水管の耐震化事業であること。 (2) 原形より耐震化が向上する材質又は継手構造を持つ管路により災害復旧を行った事業であること。 (3) 更新する管路は、災害復旧の補助対象となつた管と同等の耐震性を有する材質又は継手構造であること。</p>
水道事業運営 基盤強化 推進等事業	水道事業運営 基盤強化 推進事業	広域化事業	次のいずれにも該当する事業であって、事業開始後5年以内に広域化を実現すること。 また、全体計画は原則10年間とし、平成41年度までの時限事業とする。	1 / 3	<p>は増口径を認める。)</p> <p>(2) ポンプ、水圧調整施設、電気計装設備の設置又は更新 (3) その他必要と認める附帯施設</p> <p>鉛管であって、次に掲げる管路の更新事業であること。 (1) 導水管 (2) 送水管 (3) 配水管</p> <p>次に掲げる施設であって、災害復旧事業の対象となつた部分から直近の制水弁までの区間とする。ただし、次の(3)のエについては、災害復旧事業の対象となつた部分から最初の分岐部までの区間とする。 (1) 導水管 (2) 送水管 (3) 配水管(次のいずれかに該当するものに限る。) ア 給水人口50万人以上の水道事業者において、口径200mm以上の配水管 イ 給水人口25万人以上50万人未満の水道事業者においては、口径150mm以上の配水管 ウ 給水人口25万人未満の水道事業者において、口径125mm以上の配水管 エ 学校、病院、公民館等の防災拠点等へ至る配水管</p>

				<p>(3) 導水きよ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設</p> <p>(4) 沈殿池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設</p> <p>(5) 送水きよ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設</p> <p>(6) 配水池、調整池、配水管、配水ポンプ、並びにそれらの付帯施設</p>
<p>1 都道府県水道ビジョン（水道整備基本構想）に基づく圏域における広域化であること。</p> <p>2 市町村域を越えて3事業体以上の広域化であり、かつ計画区域内の給水人口が原則5万人以上であること。</p> <p>ただし、現在給水人口1万人未満の事業体を含む場合は、計画区域内の給水人口が3万人以上であること。</p> <p>3 資本単価が90円/m³以上である水道事業を広域化の対象に含むこと。</p> <p>なお、次のいずれにも該当する場合は、資本単価に関する要件を付さないものとする。</p> <p>1 現在給水人口が1万人以下である水道事業者であること。</p> <p>2 地震対策地域に指定されている地域の水道事業者であること。</p> <p>なお、本事業において「地震対策地域」とは、次の地域をいう。</p> <p>(1) 大規模地震対策特別措置法第3条第1項の規定に基づく地震防災対策強化地域</p> <p>(2) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域</p> <p>(3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域</p> <p>(4) 首都直下型地震対策特別措置法第3条第1項の規定に基づく首都直下型地震緊急対策区域</p> <p>3 一人当たりの管路延長（管路総延長／現在給水人口）が、毎年度別途通知する一人当たりの平均管路延長よりも長い水道事業者で</p>				

			あること。 4 1 か月に 10 m ³ 使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高い水道事業者であること。		
	運営基盤強化等事業	広域化事業に係る対象施設の整備に要する事業費の総額を上限とし、広域化後の圏域において運営基盤を強化するために必要な施設の整備に関する事業であること。	1 / 3	次に掲げる施設とする。 (1) 取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きよ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設 (2) 貯水池、その他貯水に必要な施設 (3) 導水きよ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設 (4) 沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設 (5) 送水きよ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設 (6) 配水池、調整池、配水管、配水ポンプ、並びにそれらの付帯施設	
水道広域化施設整備費	特定広域化施設整備費	平成26年度以前に採択された事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。 1 現在居住人口が原則として50万人以上のもの。 ただし、地理的に孤立した地域であって、水源が当該地域で得られず、かつ、簡易水道では目的を達することができない場合で、その用水単価、資本単価が著しく高額となる場合にはこの限りでない。 2 給水量の増加を伴う新設又は増設事業であること。 3 水道法第5条の2に基づき広域的水道整備計画に基づく事業であって、別添2の基準に適合するものであること。 4 (1) 水道事業については、資本単価が140円	1 / 3	次に掲げる施設とする。 (1) 取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きよ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設 (2) 貯水池、その他貯水に必要な施設 (3) 導水きよ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設 (4) 沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設 (5) 送水きよ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設 (6) 配水池、配水管、その他の基幹的な配水に必要な施設	

		<p>／m³以上であること。</p> <p>ただし、平成6年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が190円／m³以上であり、かつ、資本単価が120円／m³以上であること。</p> <p>(2) 水道用水供給事業については、資本単価が100円／m³以上であること。</p> <p>ただし、平成6年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が100円／m³以上であり、かつ、資本単価が80円／m³以上であること。</p> <p>(3) 昭和56年度以前に採択された事業であって、(1)、(2)の基準に満たない事業については、「旧用水単価」が40円／m³を超えること。また、昭和57年度から昭和59年度までに採択された事業であって、(1)、(2)の基準に満たない事業については、「旧用水単価」が60円／m³を超えること。</p>		
<p>一般広域化 施設整備費</p>	<p>平成21年度以前に採択された事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>1 特定広域化施設整備費の採択基準の1及び2に適合する事業であること。</p> <p>2 (1)水道事業については、平成21年度以前に採択された事業であって、資本単価が140円／m³以上であること。</p> <p>ただし、平成15年度以前に採択された事業は、70円／m³以上であること。</p> <p>また、平成6年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が130円／m³以上であり、かつ、資本単価が60円／m³以上であること。</p> <p>(2) 水道用水供給事業については、平成21</p>	<p>1 / 4</p>		<p>次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きよ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設</p> <p>(2) 貯水池、その他貯水に必要な施設</p> <p>(3) 導水きよ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設</p> <p>(4) 沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設</p> <p>(5) 送水きよ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設</p> <p>(6) 配水池、配水管、その他の基幹的な配水に必要な施設 (ただし、水道法第5条の2に基づき、広域的な水道整備計画の事業に限る。)</p>

		<p>広域化促進 地域上水道 施設整備費</p>	<p>年度以前に採択された事業であって、資本単価が 100 円／m^3以上であること。 ただし、平成 15 年度以前に採択された事業は、50 円／m^3 以上であること。また、平成 6 年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が 65 円／m^3以上であり、かつ、資本単価が 40 円／m^3以上であること。 (3) 昭和 53 年度以前に採択された事業であって、(1)、(2)の基準に満たない事業については、「旧用水単価」が 14 円／m^3を超えること。</p> <p>平成 26 年度以前に採択された事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水道法第 5 条の 2 に基づく広域的水道整備計画の区域内の水道事業であって、かつ、特定広域化事業から水道用水の供給を受ける水道事業であること。 2 計画給水人口又は計画給水量が 20%（半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された市町村（これらの市町村が構成団体となる一部事務組合を含む。）にあつては 10%）以上増加する新設又は拡張事業であること。 3 資本単価が 140 円／m^3以上であること。 ただし、上記の基準に満たない事業であつて、昭和 59 年度以前に採択された事業については、「旧資本単価」が 90 円／m^3以上であること。また、平成 6 年度以前に採択された事業であつて、上記の基準に満たないものについては、用水単価が 190 円／m^3以上であり、かつ、資本単価が 120 円／m^3以上であること。 	<p>1 / 3</p>	<p>次に掲げる施設とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋さよ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設 (2) 貯水池、その他貯水に必要な施設 (3) 導水さよ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設 (4) 沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設 (5) 送水さよ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設 (6) 配水池、調整池、配水管、配水ポンプ、並びにそれらの付帯施設（ただし、配水管の口径は、計画給水人口が 25 万人以上にあつては 150mm 以上、25 万人未満にあつては 75mm 以上であること。）
--	--	----------------------------------	---	--------------	--

		水道広域化 促進事業費	<p>平成26年度以前に採択された事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 統合後の水道事業が認可を受けている、又は統合に関係する水道事業者若しくは水道用水供給事業者の間で統合について合意する旨の協定書等（統合予定日が、協定書等の締結日から3年以内であるものに限る。）が締結されていること。 2 給水人口が概ね10万人以下であり、かつ資本単価が90円以上である水道事業を統合の対象に含むこと。 3 経年施設更新事業及び統合関連事業に係る水道施設の整備計画が定められていること。 4 3の整備計画は、別添3に定める要件を満たすものであること。 	1 / 3	<p>この事業は、複数の水道事業による市町村の区域を越えて行われる統合又は水道用水供給事業と水道事業による統合に伴って行う、経年施設更新事業及び統合関連事業で構成される事業であって、次に掲げる施設とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きよ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設 (2) 貯水池、その他貯水に必要な施設 (3) 導水きよ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設 (4) 沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設 (5) 送水きよ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設 (6) 配水池、調整池、配水管、配水ポンプ、並びにそれらの付帯施設 <p>※経年施設更新事業 給水人口が概ね10万人以下の水道事業の水道施設であって、整備する時点で耐用年数が超過しているものを整備する事業</p> <p>※統合関連事業 経年施設更新事業以外の水道施設を整備する事業であって、統合に係る水道事業又は水道用水供給事業に係る区域内で行われるもの</p>
水道水源自動監視施設等整備事業	水道水源自動監視施設整備費	<p>次のいずれにも該当する事業であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水道水源自動監視施設の整備が必要であると認められる事業であること 2 以上の水道事業者等が連携して（ただし、平成22年3月31日までに市町村合併が 	1 / 4	<p>水系あるいは地域単位で複数の水道事業者等が連携して体系的・効率的な水道水源の監視を行うために必要な次に掲げる装置等とする。</p> <p>理化学的指標検査装置（濁度、電気伝導度、</p>	

			行われたことに伴い統合した水道事業者等 にあつては、合併年度及びこれに続く1年度 はこの限りではない。)体系的・効率的かつ 計画的に24時間連続して水道水源の監視を 行う事業であること。 3 都道府県が定める水道水質管理計画と整 合性がとれたものであること。		pH等)、生物指標検査装置(魚類等生物を利用)、 サンプリング装置、ろ過装置、テレメータ、監 視盤及びその他付帯機器
	遠隔監視シ ステム整備 費	平成21年度までに簡易水道事業と統合する 水道事業及び「簡易水道等施設整備費国庫補助 金取扱要領」(昭和44年5月8日厚生省衛生衛 第405号厚生事務次官通知の別紙乙)に規定し ている簡易水道事業統合計画に基づき、簡易水 道事業等と統合する、又は統合した水道事業者 が、当該統合を契機として、施設の管理水準を 維持しつつ、経費の縮減を通じた経営の効率化 を図るために整備する事業であること。	1 / 4	点在する施設の運転管理及び監視の水準を 維持しつつ、経費の縮減を通じた経営の効率化 を図るために必要な施設であつて、取水量、配 水池量、塩素濃度、水質異常及び配水量の監視 ・調整を行うために必要な次に掲げる装置等と する。 計装用機器(流量計測、水位計測、水圧計測、 水質計測等)、監視操作設備、制御設備、伝送 設備及びその他付帯設備	

(注1) 「用水単価」とは、水道水源開発施設又は水道広域化施設の整備を行う水道事業又は水道用水供給事業に係る20年間の減価償却費と支払利息の合計額(以下「資本費」という。)及び当該事業の20年間の経営に要する費用の額(以下「経営費」という。)を当該施設を利用して得られる20年間の総有収水量で除して得た水1立方メートル当たりの費用の額であつて、次の算出式により算出したものをいう。

$$\frac{\text{減価償却費} + \text{支払利息} + \text{経営費}}{\text{総有収水量}}$$

(注) 水道用水供給事業から受水する水道事業にあつては、当該水道用水供給事業に対して支払う受水費用を含むこと。

(注2) 「原水単価」とは、水道水源開発施設の新築又は改築及び管理に要する費用の額を当該水道水源開発施設を利用して得られる水道用水の有収水量で除して得た水1立方メートル当たりの費用の額であつて、次の式により算出したものをいう。

$$\frac{\text{建設費} \times \{(1 + 0.4 \times \text{利率} \times \text{工期}) \times (\text{減価償却率} + \text{利率}) + \text{管理費率}\}}{\text{(新規の水道水源開発施設による)年間有収水量}}$$

(新規の水道水源開発施設による)年間有収水量

(注3) 「旧資本単価」とは、当該水道水源開発施設の整備を行う水道事業又は水道用水供給事業に係る15年間の支払利息と、減価償却費又は起債の元金償還金のいずれか大きい方の額の合計額を15年間の総有収水量で除して得た水1立方メートル当たりの費用の額であって、次に定める式により算出したものをいう。

$$\frac{\text{(支払利息)} + \text{(減価償却費又は元金償還金のうち大きい方の額)}}{\text{有 収 水 量}}$$

(注4) 「旧用水単価」とは、水道水源開発施設又は水道広域化施設(配水施設を除く。)の新築又は改築に要する費用及び当該施設に係る経営に要する費用の額(以下「経営費」という。)を当該水道広域化施設を利用して得られる総有収水量で除して得た水1立方メートル当たりの費用の額であって、次の式により算出したものをいう。

$$\frac{\text{事業費} \times (1 + 0.4 \times \text{利子率} \times \text{工期}) \times \text{賦金定率} \times (\text{起債の償還期間} - \text{工期}) + \text{経営費}}{\text{有 収 水 量}}$$

(注5) 財政力指数とは、地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で、当該年度前3年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値をいう。

(注6) 単位管延長とは、導水、送水、配水管路の総延長を計画給水人口で除して得た数値をいう。但し、濁水対策として行う海水淡水化施設整備事業における計画給水人口は、海水淡水化施設の整備により給水が可能となる人口とする。

(注7) 水源地域対策特別事業とは、水源地域対策特別措置法(昭和48年法律第118号)第9条第1項に基づく指定ダムに係る水源地域整備計画に位置付けられた事業をいう。

別表第2 平成18年度以前から簡易水道等施設整備費国庫補助を受けている事業について

1 事業区分	2 採択基準	3 交付率	4 対象施設
<p>水道施設耐震化事業</p> <p>簡易水道再編推進事業</p> <p>統合簡易水道</p>	<p>1 市町村が統合簡易水道施設を整備する事業であって、次の(1)、(2)又は(3)に該当するもの。 ただし、整備する統合簡易水道施設が特定簡易水道事業に該当する統合簡易水道事業の簡易水道施設となる場合には、平成22年度から平成28年度までの期間については、平成21年度までの事業を統合又は簡易水道事業統合計画を策定し、厚生労働省が承認した場合のみ認めることとする。 (1) 市町村が策定する統合簡易水道施設整備計画に基づき、水道未普及地域解消事業（ただし、計画給水人口50人未満は除く。）及び生活基盤近代化事業の対象となる施設整備並びに基幹的施設の新設事業。 (2) 統合簡易水道施設の給水区域内において、水源が枯渇し、その周辺での水源の確保が著しく困難な場合においては、当該水道事業以外の水道事業（原則として200m以上の距離を有すること。）から浄水を受けて統合簡易水道施設整備事業を行うことが最も経済的、合理的であって厚生労働大臣が必要と認められたもの。 (3) 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備を行う事業。</p> <p>2. 市町村が、簡易水道を統合整備する事業であって、次の(1)又は(2)に該当するもの。 (1) 市町村が策定する「簡易水道統合整備計画」に基づき、上水道施設と同一行政区域内に存在するしゅん工後10年以上経過した簡易水道施設又は飲料水供給施設との統合整備を行うために必要となる水道未普及地域解消事業（ただし、50人未満は除く。）及び生活基盤近代化事業の対</p>	<p>1 財政力指数が0.30を超えている市町村にあつては1/4 但し、 (1) 単位管延長が20メートル以上であるものについては4/10 (2) 単位管延長が6メートル以上20メートル未満であるものについては1/3 (3) 濁水対策として行う海水淡化施設整備に係る事業で単位管延長が1メートル以上であるものについては4/10</p> <p>2 財政力指数が0.30以下の市町村にあつては1/3 但し、 (1) 単位管延長が7メートル以上であるものについては4/10 (2) 濁水対策として行う海水淡化施設整備に係る事業で単位管延長が1メートル以上であるものについては4/10</p> <p>3 1及び2にかかわらず、水源地域対策特別事業については4/10</p> <p>4 1、2及び3にかかわらず、放射線量分析機器については1/4</p> <p>5 1、2、3及び4にかかわ</p>	<p>1 次に定める施設及び当該施設設置のために必要な最小限の用地及び補償費 (1) 井戸、集水きよ、貯水池、取水ポンプその他取水に必要な施設 (2) 導水管、送水管、その他導送水に必要な施設 (3) 浄水池、滅菌装置その他浄水に必要な施設 (4) 配水池、配水管その他配水に必要な施設 (5) 飲料水供給施設（簡易水道再編推進事業にあつては、飲料水供給施設を布設し得る条件を備えた未給水地区内を含む。）にあつては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、給水に必要な施設であつて屋外に新設する部分。 ただし、次に掲げるものを除く。 ア 給水柱 イ 立上り管 (6) 放射線量の確認を行うための分析機器（シンチレーションサンパベイメータ）</p> <p>2 1に掲げる施設には次の施設を含まないものとする。 (1) 事務所及び倉庫（工事施工のための仮事務所及び仮設備倉庫を除く。）並びに門、さく、へい、植樹その他当該簡易水道の維持管理に必要な施設 (2) 給水装置</p>

	生活基盤近代化事業	増補改良	<p>象となる施設整備並びに基幹的施設の新設事業。</p> <p>(2) 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備を行う事業。</p> <p>1 市町村が、簡易水道施設又は飲料水供給施設の増補改良を行う事業であって、次の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)に該当するもの。</p> <p>ただし、平成22年度から平成28年度までの期間については、特定簡易水道事業に該当する簡易水道事業の簡易水道施設及び特定飲料水供給施設に該当する飲料水供給施設の場合には、平成21年度までに事業を統合又は簡易水道事業統合計画を策定し、厚生労働省が承認した場合のみ認めることとする。</p> <p>(1) 水源の枯渇又は使用水量の増加に係るものであって、次の各号に該当するものであること。</p> <p>ア 増補改良しようとする簡易水道施設又は飲料水供給施設（しゅん工後10年以上経過したものに限り、以下「旧施設」という。）の計画水量が、水源の枯渇のため、当初の計画どおりには得られなくなったもの又は給水区域内の人口の増加、若しくは生活改善等に伴い使用水量が増加したため、当初の計画水量では一般の需要に应付することができなくなったものであること。</p> <p>イ 旧施設における渇水期間中の1人1日当たりの最大給水可能量が150ℓ以下であること。</p> <p>(2) 旧施設の水質が「水質基準に関する省令」(平成15年厚生労働省令第101号)による水質基準に適合しなくなり、飲用困難となったものであること。</p> <p>(3) 鉛製管の更新を行う事業。</p> <p>(4) クリプトスポリジウム等病原性原虫対策とし</p>	<p>らず、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条の規定による奄美群島については1/2</p>	
--	-----------	------	---	---	--

		<p>てのろ過施設（次のア及びイ又はウのいずれかに該当するものに限る。） 整備又はろ過施設の整備に代替して開発する水源の整備事業</p> <p>ア 水源が表流水、伏流水、湧水又は浅井戸であること。</p> <p>イ 既設設備が塩素消毒のみの場合においては、原水中に、大腸菌、嫌気性芽胞菌、糞便性大腸菌群、糞便性連鎖球菌、クリプトスポリジウム若しくはジアリジアが検出されたことがあること又は取水施設の上流等に糞便処理施設（し尿処理施設、下水の処理施設又は家畜糞尿の処理・貯留施設）が存在すること。</p> <p>ウ 既設設備が緩速ろ過又は急速ろ過である場合においては、イに加え、浄水の濁度を0.1度以下に維持できない施設であること。</p> <p>(5) 原子力発電所等核燃料を取り扱う施設の周辺の水道事業者が事故時等に放射線量の確認を行うための分析機器の整備であること。</p>	
		<p>2 市町村が簡易水道施設（上水道の給水区域から原則として200m未満の連絡管で連絡可能な施設において、上水道事業との統合を伴わず実施する事業を除く。ただし、平成17年度以前に採択された事業はこの限りではない。）又は離島振興対策実施地域における飲料水供給施設の基幹的施設について行う改良事業であって、老朽化その他やむを得ない事由により機能が低下した場合に行う次の(1)、(2)若しくは(3)に掲げるもの（1に掲げる事業を除く。）又は、地震対策として行う石綿セメント管を廃止して新設するものであって、厚生労働大臣が必要と認めたもの。</p> <p>ただし、平成22年度から平成28年度までの</p>	
		<p>基幹改良</p>	

					<p>期間については、特定簡易水道事業に該当する簡易水道事業の簡易水道施設及び特定飲料水供給施設に該当する飲料水供給施設の場合には、平成21年度までに事業を統合又は簡易水道事業統合計画を策定し、厚生労働省が承認した場合のみ認めることとする。</p> <p>(1) しゅん工後原則として40年以上経過した構築物を廃止して新設するもの。</p> <p>(2) 設置後原則として10年以上経過した機械及び装置（関連する構築物を含む。）を廃止して新設するもの。</p> <p>(3) 布設後原則として20年以上経過した管路を廃止して新設するもの。ただし、各施設ごとの管路の延長又は全管路延長の20%以上の改良を行うものに限る。</p> <p>(4) しゅん工後20年以上経過した離島簡易水道のうち、海底送水管の布設替を行う事業であって、厚生労働大臣が必要と認められたもの。</p> <p>3 市町村が簡易水道又は飲料水供給施設の水量を拡張（拡張しようとする計画給水量が従前の計画給水量の20%以上である場合。）する事業（当該事業を行うために必要な基幹的施設の改良を行う事業（ただし、2に対象となる施設整備に限る。）を含む。）。</p> <p>ただし、平成22年度から平成28年度までの期間については、特定簡易水道事業に該当する簡易水道事業の簡易水道施設及び特定飲料水供給施設に該当する飲料水供給施設の場合には、平成21年度までに事業を統合又は簡易水道事業統合計画を策定し、厚生労働省が承認した場合のみ認めることとする。</p> <p>また、過去において整備されたものを除く。</p>
				水量拡張	

(注1) 財政力指数とは、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で、当該年度前3年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値をいう。

(注2) 単位管延長とは、導水、送水、配水管路の総延長を計画給水人口で除して得た数値をいう。但し、濁水対策として行う海水淡水化施設整備事業における計画給水人口は、海水淡水化施設の整備により給水が可能となる人口とする。

(注3) 水源地域対策特別事業とは、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）第9条第1項に基づく指定ダムに係る水源地域整備計画に位置付けられた事業をいう。

別表第3

① 簡易水道等施設（地方生活基盤整備水道事業を除く。）

給水量の基準			
	1人1日平均給水量	1人1日最大給水量	1日平均給水量及び1日最大給水量
一般	2000	2500	2000×給水人口 2500×給水人口
加算水量			
一般	40	50	同上
学校	50	100	〃
旅館	200	300	〃
官公署	80	120	〃
病院	300	450	〃
その他	厚生労働大臣が適当と認める水量		

② 地方生活基盤整備水道事業

給水量の基準			
	1人1日平均給水量	1人1日最大給水量	1日平均給水量及び1日最大給水量
一般	2500	3150	2500×給水人口 3150×給水人口
加算水量			
一般	50	60	同上
学校	60	125	〃
旅館	250	375	〃
官公署	100	150	〃
病院	375	560	〃
その他	厚生労働大臣が適当と認める水量		

別表第4

1 事業区分	2 採択基準	3 交付率	4 対象経費
<p>官民連携等基盤強化推進事業</p>	<p>水道事業における官民連携の導入に向けた調査、検討及び計画作成等に関する事業とする。 なお、平成35年度までの時限事業とする。</p>	<p>1/3 平成29年度以降に事業を開始した場合は、 1/4</p>	<p>次に掲げる経費を交付の対象とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 報償費 2 旅費（普通旅費、日額旅費） 3 貸金（保険料を含む。） 4 需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、） 5 役員費（通信運搬費、筆耕翻訳料） 6 委託料 7 使用料及び賃借料 8 備品購入費（取得金額15万円以上のも のについては、あらかじめ 厚生労働大臣の承認を得 たものに限る。）

別表第5

費目	種目	細分	算定基準	説明
工事費	1 本工事費	材料費	直接工事費のうち、材料費については、別に定める主要資材単価表を標準とすること。	「本工事費」とは、当該施設の工事を施工するのに直接に要する費用であって、直接工事費、間接工事費及び一般管理費をいう。
		労務費	直接工事費のうち、労務費については別に定める職種別賃金日額表及び工事設計歩掛表の標準単価を標準とすること。	
		直接経費	直接工事費のうち、直接経費については、特許使用料、水道光熱電力料（工事施工に直接必要とする分）、機械器具損料の合計額を計上すること。このうち、機械器具損料については、別に定める機械損料表によること。	
		共通仮設費	間接工事費のうち、共通仮設費については、工事の施工に必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、準備、跡片付け、整地等に要する費用、機械設備の設置・撤去、用水、電力等の供給施設の設置、撤去及び仮道布設、現場補修等に要する費用、仮設工事、事業損失防止施設、材料置場等の土地の借上げに要する費用及び電力、用水等の基本料金に要する費用、技術管理に要する費用、現場事務所、労務者宿舍及び材料置場等の営繕に要する費用、労務者輸送に関する費用、交通の管理、安全施設等に要する費用並びに環境対策等に要する費用をいう。 また、共通仮設費は、毎年度、厚生労働省健康局長通知で示す「水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表」（以下「歩掛表」という。）に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得られた額に積上げ計算による額を加算して算出するものとする。なお、止むを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。	
		現場管理費	現場管理費については、歩掛表に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得た額の範囲内とする。 なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。	
		一般管理費	一般管理費は、歩掛表に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得た額の範囲内とする。 なお、止むを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。	「一般管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な一般管理費、利潤等であって、諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費、保険料、租税公課、旅費、その他に要する費用をいう。

	2 附帯工事費	<p>「附帯工事費」とは、本工事に附帯して施工することが必要な工事に要する費用をいう。</p>	<p>附帯工事費は、本工事費の算定基準に準じて算定する。</p>	<p>「用地取得費」「用地使用費」とは、工事の施工に必要な最小限度の用地を取得または貸借に要する費用をいう。「補償費」とは、工事を施工するため取得し、又は貸借した土地に既存する建物、立木その他の物件の除去移転等に伴う損失の補償に要する費用及び水利費用、隧道掘削等に伴う漁業、農業、その他の補償に要する費用（補償金に代え直接施工する補償工事に要する費用を含む。）をいう。</p>
	3 用地費及び補償費	<p>用地取得費 用地使用費 補償費</p>	<p>用地費及び補償費については、適正な実支出額とする。</p>	<p>「調査費」とは、当該施設、管路等の設計及びそれに必要な地形測量、地質調査、土質調査、水質試験、水文調査、管路更新調査並びに工事を実施するために必要な測量試験等に要する費用をいう。 なお、水道広域化施設整備費のうち、水道法第5条の2に基づき広域的水道整備計画以外の一般広域化施設整備費については対象外とする。</p>
	4 調査費		<p>調査費については、適正な実支出額（用地費及び補償費、工事雑費、事務費等に計上すべき費用を除く。）とする。</p>	<p>「機械器具費」とは、工事を直営で施工する場合に、工事の施工に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費（船舶保険料を含む。）並びに据付、撤去、及び修理、製作に要する費用をいう。 なお、事業主体が機械器具等を請負業者に貸与して請負工事を施工させることが特に必要と認められる場合には当該機械器具等に要する費用を計上することができる。</p>
	5 機械器具費		<p>機械器具費については、適正な実支出額とする。</p>	<p>「営繕費」とは、工事を直営で施工する場合に必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舍等の新築（購入を含む。）、改築、移転、修繕に要する費用及び借料並びにこれらの建物に係る敷地の買収費及び借料をいう。 なお、請負施工に係る大規模工事又は工事現場が遠隔地等により補助事業者が請負工事の施工を監督するための現場事務所、見張所等の設置が特に必要と認められる場合に限り、これらに要する費用及び借料等について適正な実支出額を計上することができる。</p>
	6 営繕費	<p>営繕費については直営施工に係る工事費（営繕費及び工事雑費を除く。）合計額に、次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。 なお、各対応額の率を適用した場合の額が、直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 合計額が 1,000 万円以下の場合 5. 0% (2) 合計額が 1,000 万円をこえ 3,000 万円以下の場合 4. 0% (3) 合計額が 3,000 万円をこえ 10,000 万円以下の場合 3. 0% (4) 合計額が 10,000 万円をこえる場合 2. 0%</p>	<p>工事雑費については、1 の本工事費から 6 の営繕費までの合計に直接施工のものにあつては 4. 0%請負施工のものにあつては 1. 5%を乗じて得た額の合計額の範囲内の額とする。</p>	<p>「工事雑費」とは、補助事業者が当該施設の工事等の施工に付随して要する費用であつて、工事の現場事務に必要な備品費、消耗品費、貸金、印刷製本費、光熱水料、通信運搬費、雑役務費、連絡旅費及び工程の関係ある職員の給与（退職手当を除く。）並びにこの費目から賃金又は給与が支弁される者に係る補助事業者負担の労働者災害補償保険料等その他に要する費用をいう。</p>
	7 工事雑費			

<p>事務費</p>		<p>事務費については、1の本工事費から6の営繕費までの合計額に、次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、各対応額の率を適用した場合の額が、直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 合計額が1,000万円以下の場合 5.5%</p> <p>(2) 合計額が1,000万円をこえ3,000万円以下の場合 3.5%</p> <p>(3) 合計額が3,000万円をこえ3億円以下の場合 2.5%</p> <p>(4) 合計額が3億円をこえ20億円以下の場合 2.0%</p> <p>(5) 合計額が20億円をこえる場合 1.5%</p>	<p>「事務費」とは、補助事業者が事業施行のため直接必要な事務に要する費用であって、職員旅費、消耗品費、備品費、通信運搬費、印刷製本費、監督料等の人件費及び物件費をいう。</p> <p>ただし、この事務費には委員会費、協議会費等の間接的に必要と認められる費用及び補助事業者の経常的職員に対する給料、諸手当等は含まれないものとする。</p> <p>なお、水道広域化施設整備費のうち、水道法第5条の2に基づく広域的水道整備計画以外の一般広域化施設整備費については、対象外とする。</p>
------------	--	--	---

別添 1

基幹水道構造物の耐震化事業に係る基準事業費

基準事業費は、次に示す基準単価及び基準事業費算定方式に基づいて、別表「基準事業費算定明細書」を用いて算出する。

〔基準単価〕

区 分	有 効 容 量 (m ³)	
	～1,500m ³ 以下	1,500m ³ 超～
改築・更新事業	40,000円/m ³	20,000円/m ³

〔基準事業費算定方式〕

交付金の対象施設の有効容量に応じて、それぞれ該当する有効容量区分ごとの基準単価を乗じて得た額の合計額に交付金の交付年度の実施率(注)を乗じた額を基準事業費とする。

$$(注) 実施率 = \frac{\text{交付金の交付年度事業費}}{\text{全体事業費 (事業開始から完了までの事業費総額)}}$$

※小数点以下第4位四捨五入

※事業費は、総事業費から寄附金その他の収入額又は単独事業費を控除した額とする。

(算定例)

有効容量 3,200 m³で改築・更新事業の場合

$$\{(40,000 \text{ 円/m}^3 \times 1,500 \text{ m}^3) + (20,000 \text{ 円/m}^3 + 1,700 \text{ m}^3)\} \times 0.236 (\text{実施率}) = 22,184 \text{ 千円}$$

$$\text{実施率} = 35,900 \text{ 千円} \div 152,000 \text{ 千円} = 0.236$$

$$(\text{交付金の交付年度事業費}) \quad (\text{全体事業費})$$

別表

基準事業費算定明細書

交付対象事業者名		事業名	改築・更新事業	
施設名		有効容量		
算定内訳				
有効容量 (a)		基準単価 (b)	基準事業費 (a×b)	
ア ~1,500m ³ 以下	m ³	40,000円/m ³ 円	千円	
イ 1,500m ³ 超~	m ³	20,000円/m ³ 円	千円	
ウ 合計(ア~イ)	m ³	—	(A)	(千円未満四捨五入) 千円
実施率				
年度事業費		全体事業費	(B)(小数点以下第4位四捨五入)	
() 千円	÷	() 千円	= ()	
基準事業費 (千円未満切捨て)				
(A) () 千円	×	(B) () 千円	= <input type="text"/> 千円	
交付実績(見込み)				
年度区分	各年度事業費	全体事業費	実施率	交付金の交付額
	千円	千円		千円
全 体				

(注) 実施率欄の合計は、事業完了年度に原則として「1.000」になる。

特定広域化施設整備事業の基準

1 計画の内容等に関する事項

(1) 計画は、水道の広域的な整備に関する基本方針（計画の目標及び期間、計画推進のための基本方針等）、計画の区域に関する事項（計画区域の範囲、計画区域内の水道の現状及び問題点、水需給の見直し等）、根幹的水道施設の配置その他基本的事項（施設整備、維持管理、財政等に関する事項）について定めるものとする。

(2) 計画は、2で指示するところにより都道府県知事が策定する水道の整備に関する基本的な構想（以下「水道整備基本構想」という。）に適合するものであること。ただし、需要の緊急性、供給の制約等の理由で、やむを得ず、2の（2）にいう圏域のうちの一部を除外した区域について計画を策定する必要がある場合には、水道整備基本構想との整合性が保たれるものとする。

(3) 計画の目標年次は、当該計画における施設整備に要する期間に合致して決定するものとするが、おおむね10ないし15年後程度とすること。

なお、維持管理、経営に関しては、その実施の可能性を勘案して、別途その目標年次を定め、ても差し支えないこと。

(4) 計画の目標年次までの需要と供給の見通しが確実なものであること。このさい、20年後までの需要予測を明らかにしておくとともに、将来の長期的な供給の見通しについても概括的な考察を行うこと。

(5) 計画の内容は、当該計画区域の全域における水の需要と供給の状況を基とし、地形、水源の位置、供給対象の分布並びに水道施設の建設及び維持管理の難易、安全性、確実性及び経済性ととともに、区域内の水道事業等の料金の実態、災害時の緊急給水等についても配慮して定めるものとする。

(6) 施設整備に関しては、特に（5）に留意しつつ、適正かつ合理的に施設の規模の決定及び配置を行うこと。

この場合、既存施設との有機的な関連について留意するほか、必要に応じその廃止統合について配慮すること。

また、水道用水供給事業、水道事業及び簡易水道事業に区分してそれぞれの区分ごとに施設整備の計画の概要と実施スケジュールを明らかにするとともに、その内容が妥当なものとなるよう配慮すること。

(7) 維持管理に関しては、計画区域全体のすべての水道施設の技術的管理が合理的に行われるよう必要に応じて中枢的機能を有する管理センター又はその支所の設置、機動力の配置等管理体制の整備について配慮しつつ、施設管理と水質管理に区分して策定すること。

施設管理（給水装置に関する技術的業務を含む。）については、配水量の有効率の目標及びそれを達成するための方策、災害の発生その他緊急時のための応急給水体制及び資材の備蓄等について配慮すること。

また、水質管理については、計画区域内の水道について水道法に定められた水質検査等のほか、原水及び浄水行程の水質の管理並びに水質に係る調査研究も行われるよう必要に応じて共同管理体制又は自己管理体制の整備について配慮すること。

(8) 財政等に関しては、施設整備のうち水道広域化施設について、施設別年次別の事業費及び経常費用の概算並びに給水原価について明らかにした財政計画を立てるものとする。その際、水道広域化施設が水道用水供給事業に係るものである場合には、関係水道事業の給水原価への影響についても明らかにすること。

また、水道広域化施設の経営形態及び事業主体については、その地域の実情に応じ、適切かつ合理的な建設及び管理運営が行われるよう配慮して決定すること。この場合、市町村の意向を十分に尊重しつつ、水道事業等の経営並びに施設の建設及び維持管理の業務の共同化又は再編成についても配慮すること。

なお、水道事業等の経営の再編成を行う場合にあっては、その方策を明らかにすること。

2 水道整備基本構想に関する事項

当該都道府県の地域の自然的社会的諸条件に応じつつ、水道の計画的な整備を図り、水需要の均衡、水道水質の安全確保、水道の未普及地域の解消その他当該地域の水道の諸問題の解決に資するとともに、広域的な水道の整備計画の方向を明らかにするため、下記の事項に留意しつつ、管内全域の水道の整備に関する基本的な構想を策定するよう配慮されたいこと。

なお、この構想は、必要があるときは、適宜見直しを行われたいこと。

(1) 水道整備基本構想では、管内の水道に係る諸条件の概要、水道の現況、圏域の区分、水道水の需要と供給の見通し、水道整備の基本方針、水道整備推進方策及びその年次計画等について明らかにすること。

(2) 水道の整備を円滑に推進するため地理的社会的諸条件等の一体性に配慮しつつ、都道府県のすべての地域がいずれかの圏域に含まれるよういくつかの圏域に区分するものとする。この場合、当該圏域はそれぞれ以下の要件に適合するよう配慮すること。

ア 地勢、水源等の自然的条件に適合した地理的範囲であること。

イ 社会的経済的条件からみて、住民の生活圏として一体性を有する地理的範囲であること。

ウ 圏域内のすべての水道の施設整備、維持管理、経営等の業務が遂行できる技術的財政的基盤を備えていること。

エ 現在居住人口が25万人以上をめやすとすること。なお、圏域は必ずしもその区域内において水道施設が一体となるように設定しなければならないものではないこと。

(3) 目標年次はおおむね20年後とすること。ただし、長期的水源の見通しが明らかでない場合は、中間目標を設定して差し支えないこと。

(4) 長期的な水道水の需要と供給の均衡をとることを基本とし、施設整備については重複投資のない合理的なものとする。また、維持管理については、施設及び水質の管理水準の向上とそとのための共同化について配慮すること。

(5) 当該地域に係る開発計画等との整合性がとられていること。

別添3

水道広域化促進事業に係る整備計画について

1 計画策定の趣旨

運営基盤の強化、格差是正を目的とした水道事業等の事業統合を促進するため、国庫補助対象として行う施設整備について整備計画を策定する。

2 事業実施期間

10年間を限度とすること。

3 補助対象事業

- (1) 事業実施期間における補助対象事業費の総額は、経年施設更新事業に係る国庫補助対象施設の整備に要する費用（関係する水道事業が複数の場合はそれらの費用の合計）及び統合関連事業に係る国庫補助対象施設の整備に要する費用の合計とすること。
- (2) 統合関連事業に係る国庫補助対象施設の整備に要する費用は、経年施設更新事業に関する国庫補助対象施設の整備に要する費用を上限とすること。

4 計画書の記載内容

- (1) 統合対象事業体の概要
 - ア 事業体名
 - イ 給水人口（水道事業）又は一日最大給水量（水道用水供給事業）
 - ウ 資本単価
- (2) 統合計画区域
- (3) 事業実施期間（10年以内の計画を記入し、年度別事業実施予定を明示すること。）
- (4) 事業内容
 - ア 経年施設更新事業に係る施設の更新・改修計画の内容・説明
 - イ 統合関連事業に係る施設の整備計画の内容・説明
 - ウ 統合後の施設の概要

5 添付書類

- (1) 事業統合について合意する旨の協定書等の写し
- (2) 事業施行年度毎に色分けした施設整備に係る図面
- (3) 統合後の給水区域図